

平成24年第5回邑南町議会定例会(第9日)会議録

1. 招集月日 平成24年 8 月 22 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成24年 9 月 12 日 (水) 午前 9 時 31 分
散会 午後 3 時 30 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
危機管理課長	細 貝 芳 弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄
情報推進課長	小 林 雅 博	町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二
福祉課長	飛 弾 智 徳	農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	日 高 始
建設課長	森 上 寿	水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠
会計管理者	安 原 賢 二	瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	田 中 節 也
生涯学習課長	森 岡 弘 典				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
15 番	日 高 勝 明	1 番	大 屋 光 宏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第5回邑南町議会定例会議事日程(第9日)

平成24年9月12日(水) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成24年第5回邑南町議会定例会(第9日)会議録

平成24年9月12日(水)

—— 午前9時31分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成24年第5回邑南町議会定例会第9日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。15番日高勝明議員、1番大屋議員をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(松本正) 日程第2一般質問。これより一般質問を行います。一般質問は通告順に行います。予め一般質問の順番を申しあげておきます。1番日高學議員、2番宮田議員、3番大屋議員、4番亀山議員、5番日高勝明議員、6番中村議員、7番辰田議員、8番長谷川議員、以上8名でござい  
ます。それでは通告順位第1号、日高學議員登壇をお願いします。

- 日高議員(日高學) 議長。

- 議長(松本正) 9番、日高學議員。

- 日高議員(日高學) おはようございます。9月定例議会でございますので、9番の日高がトップバッターで一般質問をさせていただきます。9月に入り爽やかな秋の季節を感じるわけですが、最近をよく雨が降り、もうどうも稲刈りにも支障があるように聞いております。また今年は夏の天候に恵まれて水稻の作況は102のやや良のようでございます。まあ、あのう、米は豊作になれば需給と供給のバランスで大体下がるのが通常なんでございますが、皆さんご承知のように今年のJAの仮渡し金は、コシヒカリ1等で、1等の30キロで千円、去年より千円アップしました。この米価についてちょっと見てみますと、米価は平成5年に30kg当たり1万1千714円でした。その後は下落に転じ平成9年に1万円台を切りました。そして平成16年には7千円台となり、昨年は6千250円と最低の米価でございました。しかし今年は、まあ、なんとか米価が持ち直しまして、1等のコシヒカリで7千250円ということでございますので、7千円台を回復して喜ん  
どるものでございます。この米につきまして本町の水稻作付面積は約1千100haある、約ある、あると思います。反収が約520キロでございますので、出来高としましては5千720tの生産

高になると思います。まあ、これを30キロの袋で換算しますと、約19万袋、これが、まあ、例えば全量1等の換算をしますと、まあ、1等千円のアップでございますので、1億9千万の、まあ、アップに、まあ、相対的にはなるということでもあります。まあ、ただ、あのう、JAの出荷米は約13万袋でございます。まあ、これも1袋が、1等1袋が千円アップとなりますと、まあ、1億3千万、まあ、これも非常に、あのう、農家の皆さんには喜ばしいことだということのように思っております。今年の9月は国政において、政党のトップの改選が行われます。政権与党の民主党は野田総理が9月2日で就任1年を迎えました。総裁の任期が到来しましたので、10日に告示があり4人の立候補がありました。そして21日が投票のようでございます。自民党も総裁任期が到来しました。14日が告示で26日が投票となっています。また衆議院解散が近いうちとされ、橋下市長が率いる大阪維新の会は全国世論調査でも自民、民主に次ぐ支持率があるようでございます。年内には衆議院の解散があるものと思いますが、国政は大きく転換期を迎えるのではないかと思っております。本町は今年の10月で合併後丸8年となります。石橋町長は合併による数々の諸課題に積極に取り組ん、積極的に取り組んでこられました。旧町村の地域意識も薄れ、活力ある地域づくりが進んできたと思っております。そこで石橋町長は邑南町の初代の町長を務め2期目の今期4年間を終えられようとしています。邑南町発足2期8年の町政を務められました。特に今期4年間、町政のトップとして行政の推進はもちろん国、県を始め他市町村との協調、また各種団体や組織の育成強化にも取り組まれてきたと思っております。石橋町政2期、2期目の今期を振り返り、自らの自己評価で総括をお願いしたいと思います。次に町長が、このさ、この春の3月定例議会におかれまして、3期目の出馬を表明されました。町政を司る町長は町民の厚い信頼がなければなりません。またその町民の負託に応じて住民本位の町政でなければなりません。石、石橋町長がめざす3期目の基本姿勢を伺います。

●石橋町長(石橋良治) 番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 日高學議員さんのご質問にお答えをいたします。まず第1点目の今期4年間の総括でございます。私は平成20年10月31日から任期を務めておりまして、来月の30日までということでございます。そういう中で、私は新町のあるべき形、夢響きあう元気の里づくりをめざしていくために、若者定住は喫緊の課題であります。そのために魅力ある邑南町づくりをどう築き上げるか、この4年間特にこのことに心血を注いでまいりました。言うまでもなく若者は町の活力を呼び込むと同時にこれから高齢者を支えていく担い手であります。言い換えれば若者定住は正に高齢者対策そのものであります。若者にとって魅力ある町とは、まずセイフティネットである医療、福祉、教育、情報、こういったものが整い充実していることであります。その上で雇用があることであります。この4年間を振り返ってみると、例えば医療の面では町の防災ヘリポートという位置、という位置づけで、邑智病院にヘリポートが平成21年10月に完成をいたしました。ドクターヘリが平成23年6月から本格運行されております。また邑智病院では従来の常勤医に加え、外科医1名、内科医1名増の9人体制が平成23年4月からスタートし、安心、安全の面で力を注いでまいりました。あわせてゼロ歳から中学校卒業までの医療費の無料化を昨年度から行っております。福祉の面では保育料の第2子以降無料化を始め、子育て世代を応援する様々な施策充実を全国に先駆けて取り組んでおります。教育の面では主に小中学校の耐震化に努め、校舎は100%、体育館については矢上小学校、瑞穂小学校を残すのみとなっております。また矢上高校の振興についても邑学館の建設を始め、3クラス維持を堅持しております。情報についても高速インター

ネット環境の充実を始め、携帯の不感しょう地域解消のため努力いたしました。その上で雇用であります、企業誘致の関係ではツチヨシ産業邑南工場が平成21年2月から操業を開始し、今後も工場の増設計画があるというふうに伺っており、更なる雇用の確保が期待されます。また雇用の創出という点で平成20年度から平成23年度雇用された方が合計で258名、また新たに起業された方が4名となっております。現在勧めております農林商工等連携プランにより今後も積極的に行ってまいります。これらの結果により、町の担当課が掴んでいる数字だけでも平成20年度から平成23年度、この4年間でU I ターン者が合計で65名の増加、また島根県の人口移動調査によりますと、これは、まあ、転出転入の関係も含めておりますが、19歳から64歳のいわゆる生産年齢人口について、合併以降毎年100人単位でこの層が減少しておりましたものが、平成23年度には前年度比プラス34人と増加に転じております。またゼロ歳から18歳の人口については減少率の幅が縮まり、下げ止まり傾向となっております。以上、町の最大の課題の一つである若者定住に中心を置きながら4年間の総括といたします。あわせて邑南町の命綱であります、過疎法の延長、またこのたびの再延長、あわせて11年間、平成33年3月31日までの延長が私の任期中に決定されましたことは県の過疎協議会会長として責任を果たした気持ちでいっぱいでございます。今後とも国に対して様々な点で訴えてまいる覚悟であります。2番目のご質問でございますが、3期目に挑戦する決意と基本的政策についてであります。まず、決意でございますが、3月に決意表明させていただいたときに、日本の若者を取り巻く環境、取り分け若者の貧困率の高さを取りあげ、邑南町が日本一の子育て村をめざすことで、日本の憂うべき現状に風穴を開けたいと申しあげました。この構想は23年度から10年間の計画であり、私はこれを確かなものにしていく責任があると申しあげました。今もその思いは変わっておりませんし、このたび受賞決定いたしました総務大臣賞の表彰を契機に、ますます強いものになっております。A級グルメ立町とあわせ、成果を出すことにより、更なる雇用を産み、地域を活性化し、増加しつつある若者定住を更に加速していきたい決意であります。またこの4年間に成果を出すことができなかった、例えば生活力の向上、中でも町民の方々の所得向上にも取り組んでいきたいと考えております。次に基本的政策であります、私は3期目を挑戦するにあたり、もう一度地域の足下を見つめ直し、U I ターン者も含め、町民誰もが主役になれる邑南町づくりを掲げていきたいと考えております。子どもから若者やお年寄り、ハンディキャップを背負った方々も含め、一人一人が日本一の子育て村づくりに参加し、主役になることで町民がやる気や誇りを感じ邑南町が好きになる、そのことで若者を始めU I ターン者を更に呼び込み好循環を生む、そんな邑南、邑南町にしたいと考えております。我々行政はそのための舞台を用意することに徹していきたい、役者はあくまでも町民であります。次に、これからの4年間は普通交付税の合併算定替えが切れる平成27年度以降に対応するための自立に向けた、特に産業政策が問われるときでございます。今期4年間町民の生活力向上に努めてまいりましたが、とりわけ所得の向上といった面では厳しい状況が続いています。その向上策について基本的考え方を以下述べます。一つ目は邑南町の主要産業はあくまでも農林業であります。これからも一つ目には地産地消の徹底、こうして地域内循環を加速化していく。二つ目には地産外消の推進、付加価値を付けて外貨を稼いでくる。三つ目には主要な担い手のみならず、多様な担い手、例えば新規就、就農者、定年帰農者、高齢農業者、直売所の出荷グループ、学校給食向け生産グループ、あるいは耕すシェフなどの、そうした多様な担い手の支援により町の自給率を上げていく。こういったことがまず大きな一つの点でございます。二つ目には町内経済の棚、棚卸しをやってみて、特にお金がどのように流れていっているのかということを研究していきたいと思っております。その中で一つ目には約63億

円を占める町内の年金、ちなみに町の農業販売額は約23億円でありますから、この2.7倍のある年金額をいかに町内に循環させ、消費生活をとおして雇用や所得を生み出していくか、分析、検討していきたいと思っております。あわせて町内総生産額が、邑南町の場合、約360億円ございます。これらが町内にどのように循環しているか、あるいは町外へどれだけ出ているか、こういったことよく分析をして、できるだけ町内へ循環させるような仕組みづくりを出さなければならないと考えております。そのことで若者の雇用を産み、高齢者の就業率を高めることで生きがいづくり、生涯現役、引いては医療費の削減が期待できると考えております。もちろん誰もが主役になるための体力づくり、あるいは健康増進、こういった施策は欠、欠かせないところでございます。二つ目の大きな点は今やっております安心、安全のまちづくりの更なる推進がでございます。その一つは自主防災組織の拡大あるいは防災士の育成、こういったものでございます。二つ目には道路整備、安心、安全の面からの道路整備をしていく、国道261号あるいは浜田作木線を始めとする様々な道路整備を推進し、あわせて今問題になっております、通学路の確保、これも新たな公共投資という形で国に訴えていきたいなと、まあ、こういうふうに思っております。更に安心、安全では今やっております耐震化の問題でございます。残された矢上小学校、瑞穂小学校の屋体の問題あるいは社会教育施設等々のこうしたところを優先的に次の4年間で考えていかなければならない、こういうふうに思っております。大きな三つ目の、最後で、最後の点でございますけども、これからはやっぱり都市とは違う田舎の良さを更に追求して行って、それをどんどん訴えていくと、ということが大事だろうというふうに思っております。その中でこの邑南町の売りでございましてこの景観の美しさ、それをやっぱり更に磨きをかけ美しいまちづくりを勧めていきたいというふうに思っております。あわせて、2点目の今合併以降様々なことをやってきて、かなり快適空間というのが充実しておりますけども、こうした都市とは違う田舎の快適空間というものを大いに訴えて都市の方々を呼び込んでくる、交流人口を増やすと、まあ、こういうことをやっていきたいなというふうに思っております。以上、基本的な考え方を述べて終わりたいと思います。

●日高議員(日高學) 議長。

●議長(松本正) 日高學議員。

●日高議員(日高學) 町長のじかゆう、自己評価で今期の4年間を振り返り、まあ、総括をしていたいたわけでございます。まあ、あのう、今期の4年間町長が取り組まれた数々のことにつきまして、私も私なりに評価さしていただきたいというふうに思っております。まあ、あのう、自分の評価というのはなかなか難しいものでして、まあ、町民の皆さんにはまだまだ、町民の皆さんから、町長に対する悪評や批判、こういうのも無かったように思いますし、また別に100点満点のベターでもという話も、まあ、聞いておりません。まあ、あのう、結果としては頑張っておられますが、町民には、まだまだ期待や望み、そして願いあるいは、町政に対するいろいろ思いもあると思いますので、まあ、そこらを含めて3期目にはひとつ、町長も先ほど言われました、住民が主役であるまちづくりを推進したいということでございますので、私もその点についてひとつ大きな、あのう、期待を持っております。また、あのう、成果のところで言われましたが、いわゆる、あのう、産業の振興と、まあ、定住対策、まあ、雇用対策に、雇用対策でそれが定住対策になるわけでございますが、まあ、これも町長言われましたように、まあ、いろいろな成果も私はあったと思っておりますし、他町村に負けない、まあ、いわゆる若者の定住もあったように思っております。また、あのう、この点につきましては、まあ、次の項目でもまた産業の育成ということで質問させていただきますが、まあ、町長もこのことは最重要課題として来期、まだ町長選、町長選があるわけでございますが、当

選の暁にはひとつ、町政邁進のために頑張っただけ、いただきたいように思います。ええっと、次の質問に移ります。地域産業の振興と雇用対策、そのことによる定住促進について質問をさせていただきます。地域の産業は一次産業の農林業が基本であり、二次産業では製造業や建設業などと、三次産業では商業などのサービス業があります。本町の地域経済の基本をなしています。産業は経済が好況でないと、雇用は継続できません。中山間地域にある本町は幾多の試練を乗り越え、労使のたゆまない努力により今日の産業が継続発展してきたと思います。このことにより生活の基盤である雇用が守られ、町の経済が成り立っているのだと思っております。始めに農業について伺います。農業は本町の基幹産業ですがこのことは専業、兼業農家を含め、町内で農業にかかわる人が多いことと食を生産することにあつて、農業が基幹産業だと思います。お米を始め多種多様な農産物の生産はこの中山間地であつてこそ、あるがゆえにできるものだと思います。本町は一昨年、他市町村に先駆けて地産地消条例を制定しました。農産物がその地域内で流通するシステムは当然の仕組みであり、生産者と消費者の大きなつながりとなり、双方に大きなメリットが生まれ、強い絆ができるものだと思います。農産物は作って売ればよいというものではありません。食品である限り、安全、安心は元より、新鮮で安価であり、美味しい物でなければなりません。また食生活には、食生活に必要な多様な品種も揃っていないといけないと思います。これまで私の一般質問で地産地消の取り組みや農産物のブランド化等々を数回にわたり質問をしてきました。答弁は、まあ、検討する、してみるというようなことがほとんどだったと思いますが、やはり農業は本町の基幹であり、そこで生産される農産物は、地理、地理的、地理的条件や気象条件あるいは土壌の条件、あるいは栽培技術や管理によって左右されるかも知れませんが、決して邑南町で採れる農産物は他町村に劣る物では私はないと思っております。本町は地産地消推進の町であり、最近ではA級グルメの町として、食の施策を推進されております。これには邑南町の農産物は町外産よりひと味違う価値観が、価値観を高めなければならないと思います。そのひと味違う美味しい農産物の生産について、今後の取り組みや方策があれば伺いたいと思います。次に山林を活用した産業興しについて伺います。山林は多面的な公益機能を有する大切な資源です。私たちの生活で当たり前となっていますが、一番大事な環境と景観を守り、生活に潤いと憩いをもたらしてくれます。しかし、山林は今価値観を失ってきています。このまま衰退が続きますと、農村環境そのものが、そのものを危惧するものでございます。山林から生まれる木材は資源として再生が可能です。このような再生可能な資源の活用は広大な山林を有する本町の役目でもあると思います。建築材やパルプ、パルプ材としての、としての利用のみならず、エネルギーとしての活用や土木資材等々にもいろいろ活用できるものだと思います。また山林には山だからこそある資源がたくさんあります。食料としての旬の味を提供してくれる山菜を始め、工芸品や、の資源や溪流には溪流魚も棲む、棲み、沢には水苔もあり、これらも多様な資源だと思っております。これらの山林資源を活用した新しい産業興しにより雇用の拡大を望むものでございます。この山林資源を活用した新たな産業や雇用の創出、創出について担当課の考えを伺いたいと思います。次に地域産業が生み出す雇用について伺います。本町の大きな課題として定住促進は喫緊の課題であり、定住が進まなければ本町の将来は語れません。雇用の創出は地域産業の発展無くして生まれません。既存の産業は、には更なる発展を願い、雇用の継続や増員に期待するものです。また新しい産業興しも前段で述べたとおりだと思います。日本の大手企業は海外進出が進んでおります。全てが海外や都市部への進出ではないと思います。地方への進出は業種によっては可能であり、全国にはそのような例もたくさんあるのだと思います。数十人規模の企業が進出すれば、その定住効果は家族を含めると2倍3倍の効果がある、産まれてきます。地

域産業としてこの邑南町ではたゆまない努力をされている既存企業の育成は地域の雇用を守り、地域の活力を生み出し、定住対策の基本だと思います。また企業の誘致や新しい産業の創出も雇用を産み、定住には欠かせない施策だと思います。今農商工連携などの施策を展開されとります。その成果は多様な情報とノウハウやアイデアを活かした起業家の創出だと思います。既存産業の育成、支援は新しい産業の、は、発掘これらを進める施策や手法を担当課の方に伺います。以上でございます。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) おはようございます。ええと、ただ今日高議員さんよりの質問でございますが、まず最初に農業についてのご質問でございます。もちろん邑南町ではこの農、農業も林業も基幹的な産業ということで位置づけをしております。で、農業につきましては、まあ、あのいろいろ課題も多いわけですが、生産体制をどうするのか、あるいは何をどういうふうに作っていくのか、あるいは販路をどうやって確保するのか、拡大するのか、いうふうないろいろな、まあ、課題があると思います。その中で、まあ、議員さんのおっしゃるような価値観あるいは付加価値を付けたような農産物、特徴のある農産物はどうなのかというご質問だろうと思います。その中で美味しいという、まあ、言葉が出て来ましたが、そのおいしさの提議というのはなかなか、まあ、個々の好みにもよりますし、なかなか、あのう、一概に語れない部分が、まあ、あるわけがありますが、あのう、まあ、言葉を換えれば売れる農産物づくり、特徴があって売れる農産物づくりはどうなのかというご質問だろうというふうに思います。で、まあ、か、客観的な要素としては、まあ、一般に言われているのはやっぱり優れた品質の問題、もう一つは先ほど話のありました、安心、安全の問題、まあ、この2点だろうというふうに思います。で、一つ目の優れた品質については、これは昔から、まあ、言われておりますけれども、一つは、まあ、土づくりであります。これは、あのう、旧石見町時代からも循環型農業、堆肥を使った有機型の農業を推進しておられますし、また今でも特に、まあ、耕畜連携でありますとかいうところで堆肥の有効活用いうふうなことを行っております。まあ、一般的にはそういう有機質なものを使えば糖度が増すだとか、あるいは美味しさが、ま、あのう、増えるだとかいうふうなことが、まあ、言われておりますので、一つはやっぱり、あのう、原点に帰って土づくりという問題があるうかと思います。それから二つ目に安心、安全の問題であります。まあ、これは、あのう、最近、まあ、いろんな情勢からそういう問題が高まりを見せているわけでもありますけれども、まあ、そういう安全な農産物を消費者に届けるということによって、まあ、信頼性を確保し、販売の拡大につなげていくということには、まあ、つながって行くんだだろうというふうに思います。で、ここ6年目になりますか、環境保全型農業の直接支払いということで、これは国の制度で、国、県、町の財源でそういう環境保全をやられる農家の方に直接支払いを行っております。で、これが、あのう、150haぐらい、現在、まあ、米が、水稻が主体でありますけれども、150ヘクタールまで、あのう、拡大をされております。そういう数字から見るとそういう高まりというのは、まあ、農家の皆さんには少しずつ浸透してきているんだらうなというふうに思います。ただ、その環境保全型の農産物が農家所得に反映してないという、まあ、部分があるわけで、まあ、その部分の、どうやってその所得に結びつくような販売を行っていくかというのは一つの課題だろうと思います。で、ちなみに今年の場合は、これは、まあ、JAの話でありますけれども、24年産米の買い取り価格の一覧表を見ても、環境保全型の農業をしている場合は1袋400円でしたか、多少、あのう、割り増しをつけるようでありますので、

あのう、集荷業者あるいは販売業者の方もやはりそういう取り組みをしている農産物についてはやはり反映させるべきであろうということが、まあ、少しずつ浸透してきているのかなあというふう  
に思っております。それからええっと、山の問題であります、木の付加価値とそれから、まあ、  
多様な資源の活用あるいは雇用の拡大のご質問であります。ええっと我が町の林野率は86%を超  
えておりまして、まあ、一番大きな面積を占めているわけであります。で、農業と同じようにこの  
林業の再構築というのは非常に大きな課題というふうに思っております。そしてまたこの町内から  
産出される木材に付加価値を、まあ、どうやってつけるかということは、その森林経営をする上か  
ら、まあ、非常に大切な部分だろうというふうに考えておりますし、先ほど議員の言われました  
その木材生産だけではなくて、その、山には、まあ、いわゆる山の持つ多面的な機能、そういうふ  
うなもの、あのう、大事にしていかななくちゃいけないというご指摘がありました。それはまこと  
にそのとおりだというふうに思います。で、農水省、林野庁ですね、失礼、林野庁では、あのう、  
この再生プランというのを作っておりますけれども、その中では木材に関して言いますと、単に素  
材として販売するのではなくて、まあ、なるべく地域で加工なり製品化する、まあ、いわば6次産  
業化をして、流通経路に乗していくというふうなことを、まあ、あのう、提案をしております。と  
ころがその町内のそのハード的な整備状態がどうかと言いますと、まあ、これは民間になろうと思  
いますが、これを大々的に展開していくというような設備状況には今なっておりません。で、町と  
して、まあ、第一段階としては住民参加型のシステムということで、林地残材を集めて、それを、  
まあ、搬出してなんとか、あのう、所得につなげていこうということを実験的に行っております。  
町では毎年、まあ、平均で300haぐらいの除間伐を行っておりますが、まあ、多くは今までは  
切り捨てが多くてですね、山林にそのまま眠らせておりました。これを一般町民の方に協力をいた  
だいて搬出をしてみると、それをチップなりなんなりに加工して売るんだということで、まあ、現  
在実験事業を行っております。で、昨年度の場合95t程度がこれによって搬出されておりますが、  
まあ、その、そのデータとあわせて、あるいは地域住民さんがどの程度の搬出能力があるのかとい  
うふうなこともあわせて、まあ、検証してみたいというふうに思います。で、もう一つは、あのう、  
バイオマスへの需要が、まあ、高まりを見せておるわけですが、町の行動計画の中でも公共施設へ  
の使用でありますとか、これは、まあ、チップボイラーでありますとか、あるいは堆肥化の副資材  
として活用できないか、あるいはハウス等の加温燃料として活用ができないかというところを今、あ  
のう、検討をしております。公共施設へのチップボイラーについては既に具体的に、あのう、導入  
を検討しているところもございます。それから、まあ、更に、その山林のそういう資源を使いなが  
ら、まあ、雇用が拡大できないかという部分でありますけれども、ええと新規にいわゆるその自営  
林家というんでしょうか。自営で林業を始めるというのは非常に、まあ、難しい点がございませ  
う。で、現実的には、森林組合へ就職するというスタイルが、まあ、雇用の形態になろうと思いま  
す。現在、ええと、森林組合邑南支所管内では50数名、これ事務職も含めてであります、50数名  
が、まあ、常時雇用をされております。で、その常時雇用を、まあ、維持、拡大していくためには、  
まあ、給料を払わなきゃいけませんので、それに見合う事業量がないと、まあ、新規雇用の拡大とい  
うふうなことにはなりません。で、残念ながら、まあ、これは、まあ、町のベースであります、  
今年度と昨年度の、まあ、当初予算ベースで比較をしてみますと、ええっと町公造林あるいは森林  
総研の受託事業、それから県の公社の受託事業、これらを総合いたしますと、昨年の当初予算ベ  
ースでわずか36%に留まっております。で、途中で、あのう、まあ、何%か、何ポイントかは補正  
をしておりますし、それから今後若干回復はするんでしょうけれども、まあ、去、去年のベースに、

まあ、果たして届くのかどうなのかといったところです。で、森林組合の業務をいわゆる公共事業が、まあ、大部分を占めております。もちろん森林組合独自の事業があったり、民間から請け合う事業もあるわけですが、それらのもうほとんどがやはり国庫補助を使った事業なんです。ていうことはやっぱり補助金の、補助制度にある程度乗って、乗っていった事業量を確保していかないと森林組合の雇用を拡大していくというのは非常に難しいということになります。で、森林組合の方でも、あのう、そういう補助金ばかりに頼るとたんじゃそれはやれんということで、あのう、今まではその補助の形態も保育の方が重点的でありましたが、これを搬出して加工して販売するという方に、まあ、林野庁の方もそういう姿勢を打ち出しておりますし、邑智郡の森林組合もそちらの方に少しずつ考えが、まあ、シフトしていているという組合長さんのお話もございました。まあ、以上でございます。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(松本正) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 雇用の創出ということについてのご質問でございます。まあ、町内企業にとりましては、ここ数年の景気低迷の影響に加え、円高等の影響により厳しい状況が続いております。まあ、こういった状況のなかで、働き場の確保ということにつきましては、町といたしましても非常に重要だという認識で、様々な対策を講じているところでございます。本町では平成20年度に邑南町雇用創造推進協議会という組織を成立、設立しまして、雇用創出、産業振興の芽を育て更なる雇用環境の改善を図ることを目標として事業を展開してきております。また平成22年度においては地域の新たな産業振興、雇用創出に向けた戦略として邑南町農林商工等連携ビジョンを策定し、今後の地域活性化に向け産業の振興と雇用機会の拡大を図ることとしております。また企業の誘致ということでございますが、新たな企業を誘致するということは、まあ、もちろんでございますが、一方では、まあ、現在町内に進出していただいている誘致企業への支援ということも雇用を守るということでは非常に重要なことだと認識いたしております。まあ、このことにつきましては、議員さんもお世話いただいておりますが、現在町内企業8社で組織されております邑南町進出企業会という団体の活動に対しましても、町としても引き続き雇用の確保に向け積極的に協力をさせていただきたいと考えております。まあ、本来の企業誘致ということにつきまして、県の企業誘致関連の部署等とも連携をとって、更に積極的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

●日高議員(日高學) 議長。

●議長(松本正) 日高學議員。

●日高議員(日高學) 二人の課長さんに3点の項目についていろいろ、まあ、答弁をいただいたわけでございます。まあ、それにつきまして、私の思いも含めてもう少し質問をさせていただきたいと思います。まず、あのう、まあ、農業のことでございますが、まあ、農業とは農産物を作ることあります。いわゆる農業と食は、まあ、一体となったものでございます。まあ、それで食という観点から、まあ、本町はA級グルメのまちづくりだということを今盛んに取り組んでおられます。まあ、私は非常に、まあ、結構なことだと思っておりますが、ただ、まあ、私が言いますのは、まあ、あのう、人それぞれ、いわゆる、その、まあ、短的に言えば出た料理、それが全員がこれはすごい、すごいとは限らん、やっぱし、人それぞれ味が違います。舌が違いますので、そうすとなかなか、あのう、その一つの一品を、これは、み、誰が食べても美味しいとかという物はなかなか難しいと思うんですよね。それは、まあ、いたし方ないと思うんです。まあ、ただそういう観点から言いま

すと、やはりその味そのものは誰もの、まあ、いわゆる嗜好性があるということがあるんですが、せめて私はその料理に使う食材、素材をなんとか美味しい物を作ってほしい、やはり良いものでないと良いものはできませんのでね、それは、まあ、皆さんも分かると思いますが、やはりその、そいではその素材、農産物の美味しい、まあ、担当課長も言われましたが、まあ、高品質な美味しい物、それは何であるか、それを今全国いろんなところで、まあ、あのう、例えば九州とか長野の方へ行ったら、よっぽど先進地なんですよ。そいだがそれはこの邑南町独特なひと味違う農産物でないと私はそれを使ったものがA級グ、グルメでないと、A級グルメの食そのものは味のことで、まあ、味が左右しますのでその素材をなんとか美味しい物を作ってほしい、それを私は、まあ、あのう、担当課長も言いましたが、また以前旧石見町で、この亡くなられましたが松本町長さん、これは私は、あのう、そういう信念をもっとられまして、まあ、その当時の石見町は有機の里づくり、まあ、道路端には看板までたってやっとなされました、良いことだなあと私も、まあ、その頃から思っとなったわけですが、やはりそういう化学肥料に頼らない、農薬に頼らない。いわゆる有機質で健全な物を作れば窒素も減、減る、減せる。農薬も減せると思うんですよ。やはりそういう物を作ってその素材を使った料理がA級グルメですよという私は、まあ、そういう信念をもっとるんですが、ひとつ、まあ、そういうことは執行部の方も同感だと思うんですよ。やはりそういう組織、体制づくり、そういうことを私は望みたいと思っております。まあ、あのう、いわゆる化学肥料や減農薬のエコ農法にも関連するわけですが、まあ、あのう、ちなみにこの前、あのう、瑞穂の産直市では今年のテーマにエコ農法の講習会を行いました。現在17名の方がエコファーマーとして、申請が済んどります。県でもたまげておられましたが、まあ、この方がやはり今度はエコ農産物を、まあ、出荷されるわけですが、やはりこれは私は非常に、あのう、お年寄りの皆さんがそこまで取り組む、この姿勢はやはり良い物を作りたい、私、私はほんの素朴な願いであって、ほんとに良いことだというように思っております。また、あのう、この有、いわゆる有機農法、これは、まあ、ご承知のように堆肥を、まあ、ぶち込むのが一番、まあ、容易であって、まあ、これが一般的な方法だと思うんですが、まあ、今担当課の方では堆肥に対する助成もございます。3分の1でございまして、2tダンプで一杯で、まあ、9千450円しますが、まあ、たった3千円の助成しかない、やはりこの有機質堆肥を施用させるんなら、やはりここらあたりのもう少し補助率のアップとかを考えていただかないと、なかなか今、私も充分使っておりますが、2tダンプで6千なんぼいりますので、まあ、たいへんだなあというように思っておりますが、ここらあたりのいわゆる有機農法を勧めるのであれば堆肥についてもそういう助成を考えていただきたいというように思っております。また、あのう、できた農産物でございしますが、これは、まあ、単純にな、な、まあ、機械の計算になるわけですが、例えばお米なら食味計を使って計ればそのお米の食味がわかります。まあ、大体みな80点以上ないと駄目ですが、まあ、そういうこともできます。それから、まあ、今、秋ですので果樹もたくさん、まあ、産直などに出土りますが、これは、まあ、糖度計で計ると糖度が分かって、これは、まあ、美味しいいうのを、まあ、数値でみることもできる。また今は、あのう、土壌分析をして、いわゆるその結果によって、いわゆる無駄なことはしない。有機質もこんだけ入るとれば良いじゃないか、あるいは窒素がこれだけ入るとるなら今度は少のうしょうか。いわゆるその土壌分析によって作物に対する対応もできるわけですが、私は、まあ、このようないわゆる今の時代でございしますので、こういう機械、器具をですね、まあ、どっか、まあ、どこでもいいんですが、まあ、設置して、まあ、そりゃあ例えば、あのう、産直市瑞穂に設置してもらえばそこで一般の皆さんが使ってもら、それと出す皆さんも今日の物を計ってみて、あ

っ、安心して出せる、こりゃあえかったなというわ、まあ、そういうことにもなると思うんですね。やはりそこらあたりはまだ今まで私、私としては、まだそういう取り組みが本町ではされていないということがありますので、是非とも考えていただきたいように思います。それから、まあ、山のことも担当課長、いろいろ話をしてもらいました。確かに、今、あのう、課長の言われるとおりだと思いますが、私の思いはその、ただある資源を、まあ、活用でなしに、もう少しそれを多様的にやって、こう、まあ、いわゆる雇用に結びつかないかということが私は、まあ、言いたかったわけでございます、何かこの広大な山を利用して、それがいわゆる、まあ、ほとんどが森林組合のことに、森林組合の作業になろうと思いますが、そこで何か例えば5人でも、10人でも雇用に結びつくことを考えてほしい。で、課長も言われましたがやはりこのことについて私が今、再生資源エネルギーとしてはこの木材の利用、いわゆるエネルギーとしての利用いうのは私はほんとうに考えるべきだと思っております。まあ、一般家庭でも家庭用のボイラーを木材でやとられる方もおられますが、まあ、今課長もそういうことは検討しとると言われましたが、私はやはりもう少し本気で取り組む、そうすることによって、私は雇用も生まれてくるんだと思うんですが、まあ、そこらあたりも充分検討をお願いしていただきたいように思います。ええっと、まあ、あのう、その資源の、エネルギーの活用につきましては、まあ、あのう、19年度だったと思いますが、邑南町地域新エネルギービジョンというものも策定されておまして、ここでも木質エネルギーの利用ということも謳われております。ただし、そこらあたりも考慮しながら一つ進めていってほしいと思います。それから次の、あのう、産業の育成等々の件でございますが、まあ、あのう、担当課長さんも答えていただきました。要は産業が発展しないと雇用は無い、雇用が無いと定住は無いわけでございます。まあ、これはなんべんも言いました基本だと思っております。まあ、そういうわけで本町でも本町は、まあ、いわゆるこの中山間地であって、島根県の中でもこれだけのいわゆる産業、まあ、雇用があるというのは私は恵まれた環境だと思っております。やはりそいだけこのことをやはり今からも守り育てることをしていかなといけない、いけないのだと私も思います。まあ、そういう意味で担当課長もなかなか企業誘致が進まないと言いましたが、まあ、一朝一夕にできるものでもないと思います。要は今ある既存の企業に頑張ってもらう。もう少しでも、少しでもこう、経営努力してもらってこう、規模拡大と言いますか、雇用の増につなげてもらいたい、そういうことが、まあ、一つありますし、やはり新しい企業の誘致、これも私は無いことは無いと思っております。まあ、あのう、町長も言われましたが、あのツチヨシ産業さん、21年の誘致だったと思いますが、これは当時、旧瑞穂のときにそこに工場適地として、まあ、取得しとって、まあ、それがもうたいがい20年もたつたかも知れませんがそこをツチヨシさんがみて、あ、ここなら良いなというような、本町を好きになってもらって、わたしゃ、確か来てもらったような気がしとります。まあ、そういう意味でも、これ、まあ、万が一のために先行投資をせえというのはおかしいんですが、やはりある程度の利便の良いところにはそういうことが見越して私は例えば先行の工場用地として取得しとく、土地を取得しとくかは、とかは必要ではないかと思えます。と言いますのも例えばそういう話がポツと出たときでも、いや、待っちゃんさいよ、そいじゃあ今からどこぞ土地をあたってみますけえでは、まあ、遅いわけでございます、やはりある意味ではそういうことも私は定住対策の基、基本になるものだと思っております。まあ、あのう、そういう意味でもう一つ話、あれを何ですが、ええっと、あのう、22年の6月に東京にさぎ、サテライトオフィスですか、瑞穂の事務所ができたと思って、まあ、できとります。まあ、私も行ってみましたが、私はこの事務所に大きな期待を寄しとりました。と言いますのはここが邑南町の情報発信であり、情報の収集の基地であると、東

京での基地であると思っていました。それで、まあ、まあ、2年もたつとるわけですが、どうもちょっと言葉が悪いかも知れませんが成果が少ないんじゃないかというように思っています。やはりそこらあたりで東京のいろいろな情報をこの田舎の邑南町に寄してもらい、そういうことがやっぱりそのオフィスの役目であって、そこらあたりの現状言います、言いますか、取り組みを、内容についてこのことは答弁願いたいと思います。以上でございます。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(松本正) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) まず邑南町サテライトオフィスのご質問のことですが、平成22年から開設をしております、現在3年目を迎えております。まあ、開設当初からアドバイザーに森脇さんという方をお願いしております、業務を委嘱しておりますが、委嘱しております業務の内容と申しますのは、邑南町の東京事務所という位置づけでございますので、邑南町東京事務所の窓口業務に、まあ、掛かること、あるいは食のプロモーション及び販路開拓に掛かること、先ほどから話題に出ております企業誘致に掛かること、邑南町内の企業が東京の方に進出する場合の情報のこと、あるいは町へのUIターンの誘致活動に関すること、こういったことを、まあ、お願いをしております。で、まあ、成果という意味でございますが、やはり、あのう、東京に、まあ、事務所を持ってるということで、島根県の東京事務所というのものもあるわけですが、そここの、まあ、連絡調整が非常に早く行くということで、まあ、国の情報をいち早く、まあ、キャッチができるということ。また東京駐在の県の定住アドバイザーという方もおられます。まあ、そういった方と連携を図ることによりまして、定住希望者の情報収集あるいは、まあ、実際に邑南町の方へ定住希望で来られるという希望を持たれた方のサポートを行っていただいたり、まあ、東京近辺で開催されます定住フェア等への町の紹介といったこと、また、あのう、食の販路開拓ということで、東京都内あるいは周辺の飲食店への商談であるとかPR活動、また食のイベント等への出店、それから、まあ、企業誘致の関係でございますと、まあ、邑南町の方のPRの結果、興味を持たれた事業所の方を、まあ、紹介をして、実際に邑南町へも訪問いただいたりということもあります。それから、まあ、現在邑南町を含めて11の団体がここに入居しております。まあ、その自治体の、まあ、先進事例等、まあ、情報の共有が非常に11団体の中では取りやすいということで、先進的な取り組みの事例の紹介を、もしていただいとるというような状況でございます。議員さんご指摘のように、まあ、商工観光課としては一定の成果は上がっているというふうに評価はしておりますが、まだまだ十分とは言い難いところもあろうかというふうにも考えております。まあ、あのう、時代の変化に的確に対応していくためには、まあ、今の現状から更に活動を拡大して充実していく必要があるというふうなことで、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

●日高議員(日高學) 議長。

●議長(松本正) 日高學議員。

●日高議員(日高學) 持ち時間が来ましたので、以上で終わらせていただきますが、まあ、要は始めに町長も、にも述べていただきましたように、私は皆さん方のやった成果、そのものに大きな期待をしとるわけでございます。そうしますと先ほどのような、まあ、担当課長、まあ、農林担当課長あるいは商工担当課長、まあ、答弁はされましたが、やはり私はその課のトップとしていわゆる課の業務として、その成果を出していただかないと、まあ、なんらいつそ進展はしないわけですが、まあ、一日高が申すわけですが、やはりその成果が出るような、いわゆる仕事を

してほしいということをお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長(松本正) 以上で日高學議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は10時50分とさせていただきます。

—— 午前10時33分 休憩 ——

—— 午前10時50分 再開 ——

- 議長(松本正) 再開をいたします。続きまして通告順位第2号宮田議員登壇をお願いします。

- 宮田議員(宮田秀行) 議長。

- 議長(松本正) 2番、宮田議員。

- 宮田議員(宮田秀行) 議席番号2番宮田でございます。この度は三つの案件について通告をいたしております。先ほど9番議員の質問と多分に重なる点がございしますが、何とぞよろしくお願いいたします。まず第1点、企業誘致や町内の企業者に町として前向きに取り組むべきと考えております。邑南町の歳入、全体に対する依存財源の比率は85%に及んでおります。その内60%近くが地方交付税であり、普通交付税の合併算定替えは平成32年度、8年後には10億円減少することは間違いなく、地方財政の自主性と安定性を確保する上では歳入全体に占める自主財源の割合をできるだけ高くすることが望ましいことは言うまでもございません。邑南町は5年後、10年後を見据えた自治体独自の経営戦略を立てて、企業誘致及び住民を獲得することによって自主財源を確保することが喫緊の課題と考えております。3月定例議会における町長の施政方針では雇用の確保として、邑南町無料職業紹介所の機能を活用云々と言っておりますが、限られた企業数の中で更に雇用を増やすということは難しいのではないかと思います。後段では新たな企業誘致の可能性についても、今以上に邑南町をアピールして積極的に取り組んでいくと言っておりますが、昨年12月の私の一般質問において、外資系小売り卸売業のコストコの誘致を提言した際には、相手の考えを聞きたい、売り込むことは考えていないといった積極性あり、及び消極的な、回、回答、答弁であったと思います。では町長のいう積極的、的というものはこの半年間何を行ってきたのか、これを踏まえて2点まとめて質問をさせていただきます。企業誘致及び町内企業者に対する考え、それと企業誘致の必要性和誘致戦略をどのように考えているのかお答えを願います。

- 日高商工観光課長(日高始) 番外。

- 議長(松本正) 日高商工観光課長。

- 日高商工観光課長(日高始) 企業誘致及び町内企業者に対する考えはというご質問でございます。まず、島根県において、平成19年に島根県企業立地促進基本計画を策定しております。これは企業誘致に向けて様々な施策を展開するものでございます。この計画は平成24年度末を目標としておりまして、島根県と本町を含む8市9町が一体となって、県の特色や強みである地理的条件、産業の集積状況等を活かして、機械金属関連産業あるいはIT関連産業、食品関連産業、木材関連産業の企業立地、事業高度化をめざしております。町におきましても、この計画に基づきまして、県の企業立地における優遇制度の情報発信などに努めているところでございます。町としましては、雇用の確保と所得の増加を図り、経済の安定に資することを目的としまして邑南町工場誘致条例を制定しております。これは町に工場を誘致するために必要な助成ができるという内容のものでございます。また、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定しておりまして、これは製造業等に限って、取得価格の合計額が一定金額を超える設備を新設あるいは増設した場合に、当該固定資産税が新たに課税されることとなる年度から3年度分に限り課税が免除されるというものでございます。まあ、あのう、既に町内に立地してあります誘致企業については、県と町と協力し

て定期的に訪問活動等を行っており、まあ、関連する業種についての町内への進出の可能性などについても情報提供を依頼しているところでございます。まあ、企業にとりましては、厳しい状況が続いておりますが、町としては今後も県との連携を進めながら、誘致活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、町内で起業をめざす方への支援ということにつきましては、町は平成22年度において、地域の新たな産業振興、雇用創出に向けた戦略として邑南町農林商工等連携ビジョンを策定しておりまして、この中には、5名の起業家を輩出するという数値目標を掲げております。この実現に向けて、商工会等とも連携を図りながら国、県、町の起業に対する助成制度の情報提供などを行い、積極的に支援をし、していきたいというふうに考えております。以上でございます。あつ、分かりました。はい、企業誘致の必要性あるいは戦略ということについてでございますが、まあ、あのう、企業の誘致ということにつきましては、先ほども少し申しあげましたが、現在町内に進出いただいている誘致企業への支援ということも雇用を守ることでは非常に重要なことだという認識の中で、まあ、引き続き雇用の確保に向けて企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。企、島根県における企業誘致の窓口であるのは企業立地課ということになりますが、この企業立地課と連携をとりながら企業誘致について進めて行くということになりますが、この企業立地課には専門スタッフといわれる職員が常駐をしておられます。その専門スタッフと企業訪問を行ったり、あるいは当然本町への定期的な訪問も行っているというふうに考えております。また、それ以外にも、まあ、様々な機会を通じて企業誘致につながる情報収集を行ってきております。ただ、まあ、あのう、企業誘致ということにつきましては、なかなか一朝一夕には成果が出ないという側面もございます。引き続き情報収集を行って企業誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(松本正) 宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、ただ今の答弁で企業誘致、この必要性というものが非常に希薄なように感じられました。それと、まあ、県単位での動きというものを重点においてですね、町として前向きに、かつ積極的にというのが、まあ、当初先ほど申しあげたとおり、町長の施政方針でもあったわけなんです、その、意気込みというものが今一考え、考えられないというか、あのう、伝わってこないというふうに思われます。で、先ほど、あのう、企業誘致に対して、一朝一夕には成果が出ないという答弁がございましたが、この意味ちょっとよく分かりませんので、説明を願います。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(松本正) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 企業誘致、まあ、あのう、なかなか結果がすぐに表れないという意味で、まあ、一朝一夕に行かないという表現をさせていただきました。まあ、地道な活動を行っていく中で、訪問も何回か繰り返し、また、相手先の企業も何度も邑南町に訪れていただいた結果が、企業誘致という形で実を結ぶということになるだろうかと思います。まあ、そういう意味では、1回の訪問であるとか、1回の誘致活動で、即結果が出るということにはなかなかないという意味で、申しあげたつもりでございます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(松本正) 宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、すなわち、企業誘致を、誘致活動をしても誘致までには至っていないという意味での一朝一夕に成果が出ないということですね。あのう、まあ、いろいろ先ほどもあり

ますように町の施策として農林商工等連携ビジョンこういったものを、ベースにして今後、今後というか、現在も進行形でいろいろな形で動いておられるということではございますが、冒頭に申しあげたとおり、あのう、ですね、普通財源、これの、あのう、合併算定替えだとかが、まあ、間違いなく無くなっていくという段階において、本当に今の状態で依存財源が減ることが分かっているのにもかかわらず、そこの減った部分を補えるというふうに考えておりますでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 合併算定替えの問題です。これは、あのう、邑南町だけではなくて、合併した市町村はたいへん大きな課題であります。まあ、そのまんま実行されるということは前提にあるとは言えども、やっぱりこれをどうカバーしていくかということは、既に島根県の市町村すべて感じているところでありますから、研究を始めているところの部分もでございます。ですから、カバーできるかできないか当然、あのう、少しでもカバーしたいような今後の交付税のあり方っていうものをやっぱり国に訴えていくということは別問題として、これは我々一緒になってですね、やっていかなきゃいかん問題でありますので、このまま座視するちゅうわけにはまいらないいうふうに、まあ、思っております。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(松本正) 宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、まあ、いろいろ、あのう、小泉政権のときの三位一体その他諸々、あのう、自治体自体が前向きに動いて、企業誘致に成功している事例というのは多々ございます。そういった中で依存財源に頼らず、自主財源でなんとか町を運営する、市を運営するところが多々ございます。今後も、あのう、道州制の問題等も出てくると思うんですが、やはり自立と言う意味合いで、あのう、自分の懐をどういうふうに、もう経営者という考えで儲けていただくというものをもっと前向きに考えていただかなきゃいけないと思います。実際、あのう、企業の成功事例というものを見ますと、首長が自ら年間数百社に対して自分の町の良いところとかをアピールして、営業活動を行っているそうです。また企業誘致に対する専門部署を設けて年間をとおして積極的に営業活動を行っている、いち早く自分の懐事情をわきまえて、いかに即応し、事業し、化した結果、成果、成功したという事例でございます。先ほど喫緊の課題と申しあげましたとおり、今すぐ誘致企業が見つかったとしても事業主体によっては稼働まで数年かかるというものもございます。こういったものを見越してですね、ほんとに今年度中にでもプロジェクト等を発、発足していただいて活動を開始するべきと考えております。で、ですね、あのう、3番目に提案という形なんですが、企業誘致の成功報酬制度の早期導入をお願いしたいと思います。これは、あのう、様々な自治体が広く住民から情報を得て企業誘致に結べるべく、企業誘致成功報酬制度を導入しておるところが非常に多くあります。これは、あのう、まあ、ご存じのとおり、自治体、行政側が暗中模索であちらこちら歩き回って営業活動する、これも一つの方法ではございますが、町民一人一人がどういう形でか、企業とのつながりを持っておられる方の情報を得て、企業誘致に結びつけるという方法でございます。この方法について早期に導入をお願いしたいと思い、思いますが、執行部、課長、担当課長のお考えと町長のお考えをお伺いしたいと思います。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(松本正) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 企業誘致成功報酬制度の早期導入をということでございます。この企

業誘致成功報酬制度という制度を設けている自治体があるということは、私も存じております。ただ現時点で町として検討はいたしておりません。まあ、予算も伴うことでもありますので、他の自治体の例を検証させていただいて、非常に効果があるということであれば研究をさせていただきたいというふうに考えております。

●**石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** まあ、あのう、邑南町をどんどんアピールしたいということについては、今年のああいった、春からのマスコミへの放映であるとか、まあ、結構、あのう、私もあちこちに東京、名古屋、大阪、広島等とへ行ってもですね、結構話題になっております。で、そのことでの認知度はだいぶ、町の認知度は高まってきた。で、やっぱりその今のような大都市圏の中にもやっぱり、あのう、県人会の所属されてる方々の中にやっぱり、あのう、企業をよく知っておられる方がたくさんいらっしゃるって、よく話をするんですけども、まあ、良い話があれば邑南町にも紹介したいというようなこともこの間も名古屋県人会でもお話をいただいたところでありまして、で、やっぱりそういうような人脈をやっぱり我々は活用しない手はない。けども、まあ、宮田議員さんおっしゃる様に現有の今の職員でプロジェクトチームを組んでということは、私はなかなか、まあ、果たして効果はどうなのかなということは、私は現時点では感じております。つまりやることはいっぱいあって、そこに、まあ、更に誘致企業で職員が重点的にやるということはなかなか現有人員では難しいというふうに私は感じてます。けども何か手を打たなきゃいけないという気持ちもございます。したがってやはりここは、あのう、非常に専門的な分野になるし、じんやく、人脈の点もあるし、何かそういったような方でふさわしい方がいらっしゃればやっぱりそこには専門職として、入ってもらおうようなことの検討もですね、やっぱりやっていかないといけないのかなと、まあ、あのう、任期付きということもありましょうし、ただ、これは、あのう、やっぱり人が全てですから、良い人が集まらない、良い人が来ていただかないと、いくら給料を払っても効果は無い。まあ、そのへんはやっぱりよく我々も県とも相談しながらですね、やっぱり人ありきで、どうやってこういった、あのう、誘致の問題を更に邁進していくかということについては十分に庁内で検討して見たいと、まあ、いうふうに、まあ、思います。

●**宮田議員(宮田秀行)** 議長。

●**議長(松本正)** 宮田議員。

●**宮田議員(宮田秀行)** はい、まあ、やはり私自身何となくこう前向きな感じがとれないというふうに、まあ、感じたわけなんですけど、先ほど町長もおっしゃったように名古屋県人会に行かれた際、良い話があったような、良い話というか、まあ、こういう、あのう、何、何ですか、誘致をするようなその方向性のあるお答えというか、まあ、会話の中であったのかも知れません。まあ、そういった中で、まあ、どちらかと言えば町として積極的にですね、この町はこういう環境で、で、ものすごく御社にとっては適地なんであるという、その邑南町のアピールというところしっかり持っていて、即応することによって相手の触覚が動くようなそういった、まあ、営業活動というものを是非していただきたいというふうに切に思っております。次の質問に移らせていただきます。後発医薬品、ジェネリック医薬品への高率移行をお願いしたいと思います。これは平成21年12月の一般質問において、現議長である、松本議員がジェネリック医薬品への切り替え促進により、国保財政の健全化を図った呉市の例を挙げられ、石橋町長は高齢化社会を迎えて医療費を抑えるために、呉市などの事例を分析、研究をし、啓発及び関連関係機関とも協議をすると答弁をして

おります。それから3年、何をどうしてきたのか。いろいろ調べますと、町内におけるジェネリック医薬品の取り扱い薬局、これは本年の5月現在においてオリーブ薬局邑南店、薬のファミリア瑞穂薬局、この2店だけです。平成23年度邑南町の国民健康保険事業、これにおける療養給付の内訳をみますと、調剤の費用額が約1億9千万円、政府目標におけるジェネリック医薬品の普及は患者の負担軽減及び医療保険財源の軽減に資するとされておりまして、高価な先発医薬品から安価なジェネリック医薬品への高率移行を目標としております。このことを前提に邑南町におけるジェネリック医薬品の利用割合と可能な限りジェネリック医薬品へ移行した場合のコストメリット、更には現在までのこの3年間の町としての取り組みをお伺いいたします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) お答えをいたします。まず利用割合についてでございますけれども、まあ、おっしゃいましたように、国が平成24年度までに数量ベースでシェアを30%まで引き上げることを目標としております。そうした中、平成23年の10月診療分に、まあ、限った話ですけれども、全ての保険者でみますと、全国では保険者全体で23.2%、そのうち市町村国保と後期高齢者が最も高くなっておりまして、23.5%となっております。その中の島根県はという状況ですけれども全国で8番目に高い状況でして、25%となっております。島根県の場合は後期高齢者が最も高く、次いで市町村国保の順番になっております。邑南町の実績でございますが、市町村国保だけの数字となりますけれども、同じ時期の平成23年10月診療分でみますと、29.16%、県内では6番目に高くなっております。また、最近の一番高い月で申し上げますと、平成23年5月診療分でございますけれども、33.8%となっております。次に、コストメリットについてでございますけれども、おっしゃいますように、ジェネリック医薬品の普及は本町の国保財政にとりましても、医療費を抑制する意味で重要なことと認識をしております。また患者の方々にとりましても負担の軽減につながることから、これまで国保連合会に委託をいたしまして、ジェネリック医薬品への変更が可能な被保険者の方々に、効果額を示した推進の通知を行ってきております。ご質問のコスト、コストメリットにつきましては、まあ、医薬品の種類あるいは単価の違い、違いなどありまして、的確な削減額の総額を算出することはなかなかできませんけれども、私どもが把握できております、国保の推進、推進通知の効果額をお示しいたしますと、平成22年11月から勧奨通知、推進通知を行っておりますけれども、対象者はジェネリック医薬品に転換し、効果が見込まれる被保険者の方を対象に段階的に選択をして行っております。これまで944人の方に対してこの通知を行っております。今年3月までの状況を申し上げますと、通知、通知いたしました薬剤費の削減可能額の総額は、364万8千円となっております、この通知により、切り替えられた方は539人、削減効果額は94万8千円となっております。それと、あのう、おっしゃいましたように、これまで、あのう、21年の一般質問以来、どうしてきたかということでございますけれども、まあ、島根県の方でも昨年、あのう、協議会を設置をするなどしておりますけれども、島根県の中の国保、市町村国保といたしましては、国保連絡会を通じ、通じまして、そういう、まあ、削減額を示し、対象となる方々へ順次的に、あのう、その通知を行って、なるべくジェネリック医薬品、医薬品の方へ移行していただくように推進を進めてきたところでございます。以上でございます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(松本正) 宮田議員。

●**宮田議員(宮田秀行)** はい、ジェネリック医薬品への移行により、まあ、削減効果というのは大きなものであるというふうに認識ができるわけですが、まあ、現在のところ、やはり邑南町においても29.2%、最大のときには33.8%と、まあ、残り6割から7割近くは、まだジェネリックに移行していない、こういった中身を精査されたかどうかはわかりませんが、やはり、このジェネリックの認識度というものがまだまだ周知されていないという感が伺えるわけです。まあ、正直、あのう、どうなのでしょう、身近な人に後発医薬品あるいはジェネリック医薬品という言葉を使ったときに素直にそれが理解されておられる方というのはまだまだ少ないように思われます。是非とも、あのう、早急にですね、その周知というものをしていただきたい。更には、まあ、啓発ですね、で、よく、あのう、答弁の中でも周知、啓発という言葉よく出てきます。周知というのは広く知られることが周知です。ただ啓発というのはその知れた中身を更に理解していただくところが啓発になりますので、そこまでいってようやく到達するということを理解していて、いただいてやっていただきたいというふうに思うわけです。ちなみにですね邑南町のこの三つ折りのジェネリック医薬品、後発医薬品希望カードを上手に活用いたしましょうという、三つ折りのリーフレット、これ、あのう、ご覧になった方どれだけおられるかどうか分かりません。私もこれは、あのう、半年ぐらい前にたまたまですね、役場に用事があったときに町民課のカウンター、それも置いてあった場所が、あのう、案内版の後ろに帯封をした状態で置かれてました。で、角にジェネリックという言葉が見えたので、これもらっていいというふうに聞いてもらった次第です。こういう状況を見てみますと本当に広くこのジェネリックを町として推進していく気持ちがあるのかどうかというのに非常に疑問に思います。これわざわざですね、島根県市町村国保組合、島根県国民健康保険団体連合会というところが作って、このジェネリック医薬品希望カードというところには邑南町国民健康保険という印刷までされた町独自のものになっているわけなんですよね。これをどうしてももっともっと分かるようにしないのか、これは実際に邑南町に何部配布されて何処にどれだけ置いているのか、ちょっと教えてください。

●**服部町民課長(服部導士)** 番外。

●**議長(松本正)** 服部町民課長。

●**服部町民課長(服部導士)** ええと、そこにありますように国保連合会で作成していただきまして、それを各市町村国保の方で、あのう、配布いただきまして、それぞれ、あのう、皆さま方に周知するように活用すべきところなんでございますけれども、まあ、今のところ、あのう、部数につきましては保険者数、被保険者数その分ありますけれども、あのう、なかなか配布に至りませんで、未だに窓口の方へおいとる状況でございまして、是非ともこれから活用させていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。置いてありますのは本庁と各支所においてございます。はい、ええとちょっとその日にちはちょっと把握をしておりますので申しわけございません。

●**宮田議員(宮田秀行)** 議長。

●**議長(松本正)** 宮田議員。

●**宮田議員(宮田秀行)** はい、まあ、ちょっと重箱の隅、隅を突くような感じになるんですが、いつ来たかも分からない、で、帯封がした状態で置いたというのは、国保財源を真剣にですね考えていない証のように私は感じます。やはりこういったものをですね、周知することによって、幾分かでも財源確保に至るという意味合いではですね、私も3か月以上前だったと思うんですが、だいぶ前にたぶん配布されていると思うんです。それもわざわざ邑南町国民健康保険課、保険とまで印字されて各市町村ごとに国保連合会からわざわざ作った物を送られてきているわけですから、

しっかりこのへんやっていたいてですね、あのう、財源の方を、という意味で前向きにやっていただきたいと思います。また、あのう、ぜん、今までいろいろな形でこのジェネリックというものはどういうものかというのを、まあ、広報等でいろいろ出されてると思いますけれども、なかなかこれも、ご覧になっても理解できないという側面もあると思うんですね。できればですね、現在の国、国保の状況、それと、まあ、調剤におけるジェネリック医薬品の移行によって、これだけ個人の負担も医療保険の財源も軽減されるという分かりやすいパンフレットみたいな物を作っていたくのも一つの方法だと思います。まあ、真剣に考えておられるのであれば是非ともこのリーフレットもさることながら、パンフレットの作成も早急に着手していただいて、対応をしていただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。交通安全の意識啓発への町としての取り組みの成果を問う。これ再々私やっておりますが、7月にあえて交通安全意識向上対策について、二つの書面質問をさせていただいました。この回答はいずれも様々な対策を行っているので町民へ波及することを期待している、そのことを理解してくれという答弁でございました。これは様々な対策をしているのだから意識付けができるまで待ってくれというふうに理解するのか、どう理解するか疑問に思います。町内独自の運転マナーこれも6月の定例議会でいろいろな例を挙げさせていただきました。その質問以降改めて皆さんは実際に道路に出てそのマナーを見て、どう思われたのか、それと交通事故というのは死亡事故だけではございません。たまたま物損だったかも知れない。当たりところが悪ければ重症あるいは死亡にいとる、至る事故もあるかも知れない。だから死亡事故の事例だけではなく、全ての事故において無くす方法を考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思うわけです。6月の一般質問以降、町として交通安全意識啓発をどのようにして行っ、行うのかあるいは行ったかというのも含めまして、6月の通告以降の町内の事故の発生件数、現在の交通安全意識啓発の方法は町内の運転免許取得者に有効な方法と考えるのかどうかお答えを願います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) まずご質問の第1番目の6月通告以降の、ええっと町内の事故発生件数でございますが、前回は、ええっと、2番議員さんがご自分で示された数字も含めてでございますけれども、5月末現在でございました。あの当時は人身事故の発生件数は681件県内でございまして、そのうち、すいません、死者が17名でございました。邑智郡内では12件発生、死者1名で、12件の邑智郡内のうち、10件が邑南町、それから死者1名も邑南町でございました。今回はええっと8月末現在でございます。県内で1千90件の発生がございまして、前回と比べまして409件増になっております。それから死者は29名、で、2、12名増加しております。邑智郡内では16件発生して、4件増でございます。死者は3名。これは2名増でございます。で、申しあげまし、ました邑智郡内の16件の内、邑南町で12件、これ2件増でございます。死者3名は全て邑南町ということでございます。そういう実績でございました。で、現在の交通安全意識の啓発の関係でございますけれども、邑南町の交通安全対策協議会におきまして、年間を通じて高齢者の交通事故防止、そして子どもの交通事故防止、飲酒運転の根絶、それから全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、それから自転車の安全利用の推進、これを年間の重点運動に掲げて、4月5月、7月の夏の交通安全防止運動とか、9月には秋の今回ありますけれども交通安全運動、10月に高齢者対策、11月に飲酒運転根絶とか12月には年末年始の交通事故防止運動というようなことで、年間を通じて活動をしております。また高齢者と若者でチームを組んで、はつ

らつ運転こんせぷと、コンテスト、そいから郡内の小学生による邑智郡子供自転車大会とか、交通安全郡民大会の開催、それから交通安全県民大会への参加、それから邑南町では新、新入園児、児童、生徒への交通安全用品の贈呈とかですね、たくさんのことを年間を通じて活動をしております。また、あのう、5月に死亡事故がございました。またその2か月余りの7月の13日も、また死亡事故がありました。3件の死亡事故がございましたので、早速それらに対しまして、川本警察署と共同で各種の行事を行って啓発に努めております。特に7月13日の事故を受けまして7月20日には早速、ルート261の邑南セイフティロード作戦と申しまして、邑智郡の交通安全協会の邑南支部と町職員を含めたボランティア、これで約180名参加いただきまして、道の駅瑞穂付近から上亀谷地内のゆめあいの郷まで、約1キロ区間の国道261号線上で、のぼり旗を掲げて街頭指導を行いました。その後広報検問として道の駅瑞穂駐車場におきまして、国道261号線を走るドライバー約100名の方にチラシ等の配布を行いました。この模様はNHKの昼のニュースで早速放送されました。これはご覧になった方もいらっしゃると思います。また、これ以外にですね、7月5日と7月、ああと、9月の7日には、川本警察署とか県道路管理者、交通安全出羽分会、地域住民の方々と一緒に交通安全協議会立会いのもとに交通死亡事故に関する現地検討会をそれぞれ行っております。また8月1には、これは国道261号線の井原、日向地内でございますけども、事故が多いという場所、それから8月の27日には町内の普明司茅場線、ワイテック付近の横断歩道の現地検討会、こういったものを随時開催して事故防止対策に努めておるという状況でございます。また、あのう、8月4日から11日まで川本警察署長さんにおおなんケーブルテレビに出演いただきまして、交通安全啓発をしていただいております。こういった、あのう、交通安全意識への高揚を図るとともに、交通事故の無い安全な道路をめざすべく、日々努力しておりますので、あのう、こういった啓発活動をして、常に交通安全の意識を高めていただくようお願いしとるところでございますのでご理解願いたいと思います。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(松本正) 宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、7月の書類質問に対するこ、回答を、まあ、読んでいただいた形になっておるわけです。私がここで聞きたいのはこの意識啓発の方法というのは、町内全ての運転免許取得者に有効な方法と考えるのかということなんです。実際に事故は起きております。いろいろ演説等をやっても事故は起きております。で、啓発、先ほども申しましたけれども、人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識と理解に導くことを啓発というわけです。この啓発という意味でもなかなか実際に周知、周知というか全ての人に行き渡っていない、じゃあこの方法で良いのかどうかというところを聞いておるわけなんですがいかがなもんですか。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 先ほども申しましたように年間を通じて、あのう、そういった啓発活動を常に続けておるといふ、いうことを今現在しておりますので、あのう、これ以外なにかもし、その良い案とかございましたらまたご教示願いたいと思います。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(松本正) 宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、まあ、そういう形で私の方に、まあ、投げかけられたわけですので、私は良い案かどうか分かりませんが、一つ方法として、言っときたいのが1点あるんですが、まず、

あのう、町内の在住の運転免許所有者、この方全員に対して交通安全の意識を認識していただくためにですね、今までの町内の事故これを事例としたアンケートみたいなものをですね、回答してもらってですね、で、それを町として独自に分析するというを行うべきじゃあないかというふうに思うわけです。まあ、具体的に申しますと町内での事故、これもですね、直線で多いわけなんですね。直線で多い、これは見通しがいいわけです。で、今、あのう、無線の方でも事故防止のアナウンスが流れておりますが、横方向からのものに気を付けて運転してくださいという文言がございます。これはなにかということですね、なぜその横方向の人、車あるいは人にぶつかるかというところの6月の一般質問でも申しあげたとおり、だろう運転、もう来ないだろう、あのぐらいの距離だったらまだ出られるであろう、相手の車が止まるであろう、そういった感覚の運転が要は事故の要因であるわけなんです。実際に、まあ、この事故、死亡事故にしても物損にしても警察の方に聞いていただければどういう状況で、どちらが悪いというようなところまで、事故の原因というのは分かると思います。そういった事例を元に例えば絵の入ったアンケートでもいいです、車があのあたりにいますと、あなたならばしっかり待ちますか、あるいは出ますかというようなアンケートですね、そうすれば町内の事故の発生時例に基づいたアンケートになりますので、再認識に至ると思うんですけども、そういったものを早急にやるべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(松本正) 桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 交通安全意識啓発のためのアンケート実施というご質問でございますけれども、まあ、あのう、これがすぐに実施できるかどうかということでもありますけれども、今段階で、まあ、計画は無いわけでありましてできるかどうかすぐに答えられませんが、ただ、一つ、あのう、承知いただきたいとすることがありますけれども、恐らく、まあ、アンケートをとれば恐らく優等生の回答で事故はなくなるという回答になろうかと思いますが、果たして実行力がそれで出るのかなという一つは疑問を持っております。まあ、それともう1点、あのう、現在の今、町も行っております交通安全の対策、いろいろな行事等いっぱい行っておりますけれども、啓発活動にしてもやっておりますけれども、これはこの活動方針というのは、邑智郡の住民の方の代表に集まっていただいて、その交通安全協会の分会長さんに集まっていただいてその中で協議してこういう運動でやっていきたいと思いますという方針を県の方針等とも絡めて、立てて実行に移しております。ですから、この計画そのものが町、町内のかと言いますか、郡内のその住民の方々にこれでもいいという、認めていただいたこ、上で私たちがそのお世話をさしていただいて、協会としても、その運動をしておるわけでありまして、その点、この、まあ、その方法にまだ足りないという言われるわけですので、その点はまたそういう役員会、分会長集めた役委員会、郡内の運動等の指針を示す会議がありますので、またそういうところでその意見とさして、とし、として申しあげて、また活動の中に生かせればというふうな思いでありますのでご理解いただきたいと思います。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(松本正) 宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、まあ、私は、あのう、今邑南町自体がやられておるその啓発活動に関して別に否定をしているわけじゃあごま、ございません。実際その交通事故が減らないというのはなぜかという要因解析というのは是非これは警察まかせではなくです、ですね。邑南町で多い、邑南町で多いのはなぜかというところまで掘り下げて要因解析をしていただいて、で、先ほど言ったようにそのアンケートに関してもそれはやはり免許更新時に、今はやられているかどうか分かりま

せんが、簡単な講習があつて、で、何ですか、あのう、あなたなら一時停止しますかだとか、文章的に書いてあつて、それにこう答えて自己採点するものがございます。確かに自分がそれを答えようとすれば優等生な回答になりますけれども、ただ全ての運転免許所有者に対して、邑南町の中でこういう事故が起きて、で、原因はこうだったんだけどあなたならどうしますかという問いかけに優等生の回答をしても、こういう事故が邑南町には多いんだという認識にはつながるわけです。そういうことを私は望んでおるわけですし、やっていただきたいと言うことを、まあ、申しあげておるわけですので、その各交通安全分会等の会議が何時あるか分かりませんが、是非、その中に今の中身を盛り込んでいただいてですね、で、全町民の安全運転意識の向上に結びつく策をうまく考えていただきたいというふうに思っておるわけです。まあ、現実には今年に入ってから邑南、邑智郡内の邑南町の事故の発生割合というのはパーセントにしますと人身事故においては75%、物損においては56.3%、死亡者においては100%であるというのをしっかり受け止めていただいて行政として対応、対策を練っていただきたいというふうに思う次第でございます。以上をまとめさせていただきます、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

- 議長(松本正) 以上で宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時44分 休憩 ——

—— 午後 1 時15分 再開 ——

- 議長(松本正) 再開をいたします。続きまして通告順位第3号大屋議員登壇をお願いいたします。

- 大屋議員(大屋光宏) 議長。

- 議長(松本正) 1番、大屋議員。

- 大屋議員(大屋光宏) 大屋光宏です。ええと、今回9月議会にあたりましては2点質問をしたいと思っております。ええと、まあ、比較的地味であんまり関心を持たれることも最近は少ない話題かも知れませんが、あの、そういうとこにつきまして、2点ほど質問をしたいと思っております。1点目は邑南町研修事業についてです。この研修事業につきましては、あのう、よくご存じの方もおられますし、瑞穂、羽須美地域の方については、まあ、話題性が少なければ興味がなかったりご存じない方があるのかなあとは思いますが。あのう、研修事業の中身につきましては一つは香木の森の研修事業、もう一つは農業研修事業です。で、まず、あのう、香木の森の研修事業について質問をします。で、あのう、決算書の中にもありましたとおり、ええと、2年連続して定員割れをして今後、まあ、検討が、何らかの検討が必要であるということが書いてあったと思います。で、この事業につきましては、まあ、成果としては、あのう、研修に来られた方が最終的に町内に残っていただいて、定住していただければ基本的には町としても成果があったと思われるでしょうし、住民の方の期待も何人残ったか、まあ、できれば皆さん残っていただければいい、まあ、定住が目的であることには違いないと思います。で、定住につきましても、あのう、平成5年以来、延べ124人が研修を受けられて、33人が定住したと書いてあります。で、124人中の33人が高いか低いか、せっかく研修で受け入れたのであればできるだけ多くの人がついてというのは、あのう、皆さんの希望だと思います。で、そこで質問に入りますが、一つは近年、あのう、ここ2年続けて応募者が減少している、その理由についてどのように考えられているか。また、あのう、研修に来られた方、方が最終的に町内に残ってもいいよって思ったときに、まあ、家のこと、仕事のこと、いろいろ問題があるとは聞いておりますが、定住にあたっての問題点はどのように把握されているか、まず2点について質問をします。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 応募者減少の理由としまして、あのう、3点ありまして、一つには、全国的に類似の研修制度が多々実施されていること。二つ目に、その影響として、マスコミの取材機会も減少しまして、情報発信が少なくなっていること。三つ目に、研修終了後の明確な進路がみえないこと。などがあげられます。研修終了後に町内に定住する場合の問題点につきましては、香木の森研修制度は、あのう、田舎暮らし体験や交流というのを第一目的としているのに対し、近年、研修後の定住というのが目的というか、要望期待としてたいへん大きくなってきています。しかし、研修期間が1年というのでは短すぎて、資格取得や専門的知識を取得するまでになり得ないという現状があります。先ほどの研修終了後の明確な進路が見えないということにつながっております。今後は研修後の姿が見えるよう絞り込んだ研修制度に変えていく、いくことも必要かと考えております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(松本正)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、まあ、この研修制度は町内において、あのう、香木の森の研修制度、今話してるもの、で、農業研修制度、で、最近、あのう、耕すシェフということで、ええと、地域興し協力隊ということで今、町としては三つ実質扱っておられるんだと思います。で、その中では一番、まあ、応募っていうか、募集の条件も簡単で、あのう、何ら条件がつくもんでもない、ただ町として最終的に定住をしてもらえればいいだけのものです。で、先ほど課長が答えられたとおり、確かに、あのう、減少の理由っていうのは終了後の進路が明確に分からない点、で、ただ単に田舎暮らしから来る人も定住目的がきちっとしてあるけど、その後のフォローがなくて、まあ、応募も難しいし、来ても定住が難しい、あのう、その点については問題点がはっきりしてるんだと思います。で、平成5年から始まって以前は、その、まあ、女性が来られる中でよく途中で仕事を辞めてきて、その後の保証もなくて来られて、まあ、終わってから帰ったとしても仕事があるとき代だったと思うんですけど、近年は今の仕事を辞めてこちらに来てうまくいかなくて帰って、都会にまた帰ってまた仕事があるかっていうとその保証が無い時代であれば、やはり来るのであれば来て住める保証をつけてあげなきゃいけないのかなあと思ってます。で、課長も今答えられたとおり、今後は、まあ、その定住っていうこと視野に入れて絞り込んだ研修をと言われとったです。で、その中で、まあ、少し提案というか可能かどうか聞きたいんですけど、まあ、あのう、研修制度としては6人程度毎年、あのう、募集されて、で、住むところは香賓館を使っておられるんだと思います。で、1年終わればそこを出て仕事と住むところを探さなきゃいけない状況が今難しい、くなっているんだという部分の認識は同じだと思います。であれば現状2名なり3名しか研修生が来ないんであれば、もう2名程度にして、研修が終わった、終わった後も香賓館、定員が空いているんであればそこに2年目なり、3年目程度まで住めるようにして、すれば、まあ、住むところのまず心配がないんだろうと思います。で、仕事についても本来であれば香木の森で研修が終わった後もさい、あのう、雇用が続けば良いんですけど、まあ、あそこも毎年二人なり三人を常時、新規に雇い入れるっていうのは難しいんだと思います。そうであれば研修で来とる1年の内、最終的に残り半年なりはそのもう少し地域の人と触れあったり、地域の仕事を覚えたり、で、企業の方も、まあ、町から企業に働きかけて二人研修来てますけど、採用していただけたところありませんか、何らかの条件があれば町もそのための、あのう、例えば研修生に対して福祉の方から求人が出とればそういうことが

できる機会も与えるとか、何か、あのう、残りたい希望と、まあ、企業との間と、まあ、邑南町との間のもう少しなんかマッチングを考えてあげて、1年間町はこういう研修しますよ、終わったら町内に残ってくださいって言われてもなかなか難しいのであれば、香木の森の研修はこういう形でやるけど、残りたい希望があれば残り半年とか3か月については町内に残れる研修をするっていうことも一つの手で、で、来ていただくと2年目、3年目邑南町残ってもいいよっていう思いがあれば、何らかの保証をつけていく、住むところ、仕事をセットで人の採用、あのう、募集をすればもう少し応募もあるかもしれないし、残り安いのかなあとも思ってます。そのあたりも含めて、ちょっと検討していただければどうかなと思いますけど、課長さんどのように思われてるか教えてください。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** あのう、もちろん研修期間の延長というのも視野に入れますが、あのう、定住財団からの助成金等もあるのでその部分も、そういった意味も含めて検討しますが、あのう、これまでも研修を、1年間の研修を終えて、町内の全く違ったというか、あのう、研修制度そのまま活かす就労の場が無いというのが一番のネックなんですけど、実際研修を終わられて、違う職種で残られた方もありますんで、もちろんこの町を好きになってもらって、研修は終わったけれども残りたいという希望の方には、あのう、町としても全面的なバックアップをして住むところ、仕事も探して、あのう、提供しておりますので、そういったことは続けていきたいと考えております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(松本正)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、まあ、考えておられる中でもう少し踏み込んで、まあ、例えば2年目でも香賓館に住めるような方策を考えるであるとか、仕事についても企業なりタイアップして確実に職場を確保してあげる、それは、まあ、あのう、一生ってわけじゃなくて、やはり3年目程度までの保証をつけてあげると、まあ、町もそこまではその、1年目は当然、あのう、研修制度としてお金出しますけど、2年目は住むところだけ保証し、保証して、仕事は、あのう、斡旋なり、探していただいて、まあ、4年目ぐらいからは出て行って独立をしてもらう形のような形を考えてもらえれば、もう少し人も来るし、定住も増えるのかなあと思います。まあ、あのう、一番簡単な研修制度ですんで、あのう、特に、あのう、町の一般財源まで使ってじゃなくて、あのう、定住財団の制度なり活かしながら良い方法を考えていただければと思っております。で、続きまして、あのう、2番目の方の、次、あのう、農業研修制度の方に入りたいと思います。で、これは今度は若干目的が定住云々ではなくて、あのう、それぞれちょっと認識はあると思うんですけど、農業研修制度っていうことで、募集して来ていただくのであれば、やはり就農して農業してもらいたいというのが本来の目的であると思います。で、まあ、その、まあ、もく、そういう意識を持ちながら質問したいと思うんですけど、まず、あのう、農業研修制度受け入れた人数、その内何人定住として残ったのか、で、残ったけど全てが農業したわけじゃないと思うんですけど、定住された数と実際に農業された人の人数、それと、まあ、農業をしようと思ったんだけど、むず、あのう、できなかった方も、条件が合わなかったっていうことも何人か聞くんですけど、その就農する場合の問題点について現状どのように考えておられるか質問します。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 農業研修制度は平成12年より始まりましたが、今年度までの13年間に、

延べ29名の研修生受け入れをしております。その内の定住者数ということですが、この29名には今年の研修生3名を含みますので、実績としてはこれまでの26名中16名が定住され、その内12名が就農されています。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** その研修後の就農する場合の課題というご質問であります、まず、あのう、何点かあるわけではありますが、実際に、あのう、起こった問題としてですね、ありますのは、1点目にまず農地をどうやって確保するかというのは、まあ、一番大きな問題です。で、現在のところ研修の受け入れ先の農家のご尽力でありますとか、あるいは農協、それから役場の農林振興課、まあ、こういうところから紹介をしたり、あるいは土地所有者にお願いをしたり、あたったりというふうなことで、1年目の農地は確保ということは、まあ、あのう、かなりできているようには思うんですが、例えば、あのう、それ以降で規模拡大をしたいとなったときに、最初の農地のすぐ隣が借りれるかということ、まあ、決してそういう条件が整うかどうかというのはまた分からない問題ですので、そのあたりに一つの農地の問題が抱えております。それから2点目に住むところの問題でございます。ええっと、これまでは研修生、多くは、あのう、町営住宅あるいは空き家を活用しておられます。で、その空き家と農地が、まあ、希望ではなるべく側がいい、できれば一軒家があってその前に農地が広がって、がっていたらいいなあというのが、まあ、これ我々が考えても、まあ、あのう、希望が多いわけですが、なかなかそういう住と農のマッチングというのが、まあ、難しい部分があります。それから3点目に研修を1年受けてみて、自信がある方は自営という道を選ばれるでしょうし、それから自信は無いんだけども引き続き農業がしてみたいという方もおられます。で、こういう方は自営よりは雇用してくれるところがあればそちらに行きたいという希望はあるんですが、実は、その雇用先があまり無いというのが、まあ、邑南町の実態です。それから自営就農をめざされた場合に、当然初期投資の資金が必要になります。で、この品種あるいは作目等にもよりますが何らかの初期投資が必要ですので、ある程度の自己資金がなければ借入れを起こすにしても、まあ、難しい、信用の問題等もありまして、100%が補助金なり融資で賄えるわけではありませんで、まあ、ここらあたりが問題になります。それから、まあ、これは、あのう、就農前のご質問でありましたが、就農後につきましては、あのう、引き続、あのう、長期に渡って所、所得が確保できるであるかとか、あるいは地域に溶け込みができているかどうかとかいうふうなことも就農後には発生してまいります。以上でございます。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(松本正)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、まあ、この研修の目的っていうことは、あくまでも就農、で、町が考える目的がどのレベルか、地域の人が考える目的が、あのう、一緒かどうかっていうのは若干の疑問はあるんだと思います。あのう、まあ、就農者が12名っていうことですが、中身をきちんと分析してみると、あのう、まあ、農業に完全に従事の方から勤めながらも入れられたりということなんだと思います。で、そのへんの認識として住民の側からっていうか、まあ、農業をしとる人から見るとなかなかこの研修制度の実績っていうのは上がってないんじゃないかなという思いがあります。まあ、その原因が、まあ、就農する場合の何らかの難しさなのかも知れないです。今挙げられた問題点なのかも知れないです。で、でその中で、まあ、一つまず聞きたいのは、あのう、昨年研修生が7名程度おられて、町も、あのう、中古のレンタ、あのう、パイプハウスを、あのう、

斡旋して、あのう、補助金も、あのう、出す予定で、あのう、補正予算も組んだんですけど、結果として、あのう、そういう方は皆さん農業をされ、あのう、すぐ自営で農業せずに、農業大学校の方に行かれるっていうことになったんだと思います。あのう、今の町の農業研修制度の中身では、さっきあったとおり就農した場合の自信というところで、1年間邑南町で研修してもこれじゃあ農業できないよっていう思いなのか、その研修制度のプログラムが悪いのか、まだまだ勉強しなきゃできない、その自信をつけるまでにいかないのか、で、まあ、実例として昨年の方は町も補正まで組んだけど、実際農業されずにまた研修に行かれたということを見ると、やっぱり町のプログラムに問題があるのかなあという思いもありますけど、まず、あのう、農林振興課長の方、その点についてはどのように考えておられますか。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** 坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 昨年の研修生で、引き続き農林大学校等で研修をしている、なぜかというご質問であります。当初はですね、あのう、町のもっとりますレンタルハウスを使う予定の方がおられました。それは2月ぐらいの段階ですね。今年の。ところが国の支援策で、就農前2年間研修期間中は年間150万円出すよと、それから新、新規にその後就農すると、その後5年間、合わせて7年間150万円を支給しますよという制度が3月に発表されました。で、これによって、あのう、まあ、本人の心の中までは聞いておりませんが、こういう制度が急に発表されたために、そちらに、制度を利用されたという意味合いが強いと思います。ですから、今年の場合は、あのう、非常にイレギュラー的な現象が起きたんだと思いますし、それからその7年間の国の支援策が今後も続くということであれば町の研修を1年受けて、じゃあそういうパターンに就農前の2年間を、も、国の支援策に乗り、その後の5年間も国の支援策に乗ったほうが、まあ、本人得でしょうから、まあ、そういうことをかの、あのう、選択される研修生の方が多くなるんだろうなというふうには思います。で、現在の農業研修制度は、その農業をほんとにやりたいのか、あるいは希望はあるんだけどとにかく1年間試してみないと自信がないから、取りあえず応募してみようと、まあ、いろんなパターンのその応募の動機があらうと思うんです。で、受ける我々の方もまだこの段階では本当に、あのう、どうなるか分からない人を受け入れているわけで、まあ、その研修のレベルがどうかという、まあ、問題はあるんでしょうが、やはり1、2年程度はその人の人となりであるとか、あるいは農業に対する意欲であるとかいうふうなものを見る期間とすればやはり必要なんだろうなあと、その研修内容とは別にですね、そういう期間はいるんだというふうに思います。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(松本正)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、まあ、国の制度の150万、ええと、研修前に2年間、で就農してから5年間、トータル7年間150万もらえる制度があるそうです。まあ、そちらの方が得だからそちらに行かれたんじゃないかという考え方と、ええと、まあ、応募自体、まあ、農業に対するいろんな姿勢があるからいろんなパターンの人が来られるから、即なかなか難しい、2、3年は様子を見る必要があるってことだったんだと思います。で、あのう、どちらの回答も、すいません、よく分からないっていうのが認識なんです。あのう、受け入れる側の生産者っていうのは認定農業者であったり、その、今までそれで生活やってる、要はプロの方ですよね。そこに対して農業をやるかどうかわかんない、取りあえず試しの人が来るとっていうのもなんか失礼な話だと思うし、当然、あのう、いろんな農業者がいるな、あのう、応募者の中から、農業をしたい、ええと、研修が

終わったら邑南町で農業をしたいという意欲の高い方を選ばれて、そういう受け入れ先に、あのう、お願いしてるんだと思ったんです。だから受け入れ側も一生懸命教えて1年経てば自立できるような努力をするのが、この仕組みだと思ったけど、現実はいろんな人が来てますよって、受け入れてますよって言われても、だから、まあ、就農実績が上がらないのも実態かも知れないし、担当課自体の考えとして、その国の150万が得ていけば、得なのかな、あのう、農業で自立して、邑南町で農業をすれば150万以上の所得が上げられてもいいんだと思うんです。それだけの研修内容を与えれば自分でやった方が得であって、国からの150万が得だとは言わないんだと思うんです。そのあたりの、に対して、まあ、3番目に質問挙げてますが、あのう、地域の期待としたらやはりプロできちんとやる人が来てくれて、そういう研修を受けさせてあげて、最終的に自立して地域を支えてほしいというのが、この研修制度の目的だろうし、住民の思いだと思います。であればもう少し来る段階から絞ってもいいと思うんです。何十人かの応募がある中できちっと選考して意欲の高い人を選んで町としてもきちっとした研修をして、1年経てば邑南町で自営でできますよっていうぐらいのプログラムを組んで受け入れてやるのが本来だと思うんです。まあ、今の回答ではそういうふうになってないよってことだったと思うんですけど、あのう、まあ、町の方で事業成果としてどう思っておられるか、僕たちはプロとしてできる人を、に来てほしいという思いなんですけど、そういう思いから見れば、あのう、募集の方法、研修内容に問題があれば研修内容の見直しをして、あのう、研修制度自体もっと就農がおれば自営でやる人が増えるような仕組みに変えるべきだと思いますがどのように考えておられますか。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** 坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 研修生のその人材を選ぶ場合に、もう少し真にその農業をめざす人に特化すればどうかという、まあ、お話しだろうと思います。で、現在の制度は、まあ、先ほども原課長の方が言いましたけれども、ええと、これは一つは、まあ、もちろんその農業者を育成するという面とそれからそれが、まあ、定住につながればいいという農業でなくても定住してくれればそれはいいじゃないかという部、側面が、まあ、2面性があると思います。そういう意味では、今大屋議員さんの言われるような、あのう、もう最初からもう徹底的にプロをめざしていくんだという人ばかりが集まってるわけでもありませんし、そういう人ばかりを選抜しているわけではないわけですね。で、ほんとにその農業をやりたい人をどうやって選抜してどう育成するのかっていうのは今すぐここでその答えがあるわけではありませんが、仮にそういうことをしようということであれば、今の研修制度のままであればそれはちょっとできない部分があると思いますので、研修内容でありますとか、あるいは応募の方法、期間、こういうものはやっ、やはり見直さないという希望には応えられないんだろうなというふうに考えております。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** つけ加えて今後の研修制度についてですが、あのう、担当しとる部署の課とも集まりまして、今後の研修制度というのを、あのう、考えております。したがって今後はその期間を延ばすのが適当ではないか、また絞った専門性を持った研究にすべきではないかというような意見も出ましたんで、来年度に向けて、その変更改革に向かってただ今検討しているところですが、現在の香木の森研修、農業研修共に、まあ、定住を目的としておりまして、あのう、定住のために農業というのをやっぱり語ってしまうのがちょっと申しわけなくて、今年の農業研修生なんか

のときも、あのう、実際生産者の方に、あのう、すごく農業をやっているプロをめざすような研修生ではなくて、ある意味申しわけないですがと、言った経緯もあるんですが、今年の受け入れられた生産者の方は、いや、農業にちょっと興味を持ってくれば良いんだ、農業に対する切っ掛けづくりとして、ぼくは全然構わんよ、こういう形でもと言ってもらった生産者の方もありますので、申し添えておきます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、この香木の森の研修、あっ、じゃなくてすいません。町の研修事業ということ自体がふるさと定住財、財団の財源を元にしてやってますんで、あのう、定住と農業、まあ、定住が目的が達成されればこの予算、あのう、事業の目的は、ある一部達成されるのはよく分かってます。で、あのう、まあ、すぐにこれを変えてくださいというわけじゃないんですけど、反対に町としてやっぱりきちっとした就農をして農業をしてくれる人が必要だっという意識があれば、その人員を毎年二人でも、一人でも絞ってもいいから、集中的に指導して残れるような、あのう、自営になるような努力をする。財源としたら定住財団の、財団のお金を使えば制限があるんであれば、今、月13万の支給だと思います。1年間で150万程度であれば例えば町の一般財源を使ってきちっとした指導をすればなんら縛りはなくなるんだと思います。で、それで要は150万の予算できちっとした指導ができて、農業者が一人毎年確保できるんであれば、一般財源を使っても誰も文句も言わないし、良いことなんだと思います。で、あの今すぐこれをどうこういうことは無いです。無いですっていうのは、あのう、今、今回この質問をしたのは、今、農林振興課の方で町の農業計画どうするか、マスタープランを作ってる最中だと思います。その中でやはり後継者はどのように育成するか、で、そういう中で研修制度はどういうあり方がいいのか、それも含めて検討していただきたいと思います。で、今検討して結果が出れば、まあ、来年度準備すれば26年度からの分についてはまた変わった形、まあ、今お願いをして、いやあ、検討して来年度分からっていうことは難しいとは分かってます。あのう、マスタープランを作ってる中できちんとしたそういう計画もあわせてして、していただきたいと思いますが、あのう、その部分について担当課長と、に約束していただければと思いますがいかがでしょうか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) おっしゃいましたようにプランを現在進行中であります。で、今基礎調査を、が終わったところでありまして、これから計画の枠組み、それから中身へという、入っていく順序になっておりますが、やはり、あのう、後継者育成、その後継者をどういうふうに確保するか、これは、まあ、Iターンということもありまじょうし、それからUターンという形もありまじょうし、それから、あのう、それ以外もう、直接もう、あのう、就農という形もありまじょうし、あのいろいろなパターンはあると思いますけれども、あのう、何らかの形でプランには盛り込みたいというふうに思います。ええと、現在のスキームではそういう項目も入っていたように記憶しております。それからもう一つ、あのう、この研修生はどちらかというと、まあ、Iターン者が対象になっておりますが、あのう、我々の課の方で今考えておりますのは、まあ、Iターン者を決して否定するわけではありませんけれども、やっぱり、あのう、こちらで生まれ育ったの方が、家はある、農地はある、まあ、看板もひよっとしたらあるかも知れません。そういう意味ではやはり有利ですので、あのう、今進めておりますのは学校教育課と中学生を対象にして夢、夢響き合い

塾でありますとか、まあ、なんとか農林業に興味を持っていただくような方法も試しておりますので、やはりUターンも積極的にしていただくような方策も考えたいと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、近年、まあ、農業後継者の問題っていうときに、あのう、学校を出てすぐ就農する人も少ないですし、Uターン、Iターンしてきて、あのう、ほんとに農業で生活する人っていうのは、今皆無に近い状態、新規では。やはりそういう人がいないと、あのう、町長は、まあ、朝の答弁の中で来期に向けてっていう、農業振興の中で多様な担い手とは言われたですけど、多様な担い手はいるけど、結果として中心的な担い手はいない。専業でやる人がいないというのが今の現状になってきているんだと思います。で、そのあたりをきちっと、あのう、把握していただいて、あのう、後継者問題どうするか、で、あのう、ふるさと定住財団のお金使わなければ反対に、あのう、Uターンの人を中心に研修するってこともいろんな方式がとれるんだと思います。定住財団のお金を使うがゆえに、いろんな縛りが出て、あのう、自由度がなくなっている部分もあると思いますんで、そのへんも含めてきちっと検討していただきたいと思います。で、続いての質問ですけど、あのう、先ほど、あのう、新規就農する場合の問題点はっていうところで、農地の問題が出てました。まあ、新規で農地借りるのが難しい、で、借りれる、借りて農業を始めたとしても規模拡大するときに近隣で無い、まあ、家と農地が一緒になってないという問題が出てました。で、それとあのつながる部分もあるんですけど、実質、まあ、農地をどのように有効に活用していくかっていう部分で、現在町がどのように取り組んでいるかについて質問したいと思います。で、あのう、一般的によくこの業界はじゃないんですが、あのう、認定農業者っていうものになって、まあ、地域で中心的な農業者、まあ、基本的にはプロの農業者を町が認定して、支援しようという制度があります。で、農地についても、まあ、基本的には面積が少ないものでそういう人達に利用集積、なるべく農地を集めて規模拡大をして効率的に農業を進めてもらいましょうというのが、まあ、国の考えであったり、町の方でもいろんな計画書の中にそういうニュアンスの言葉が書いてあります。で、そこで、まあ、現在、町として農地の流動化と認定農業者への利用集積について、どのように考えて、どのようなことをやとられるか質問します。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 農地の流動化と認定農業者なり、大型農家への集積をどのように考えているかという質問であります。農地の、まあ、流動化については以前からある農地法、これは昭和25年でしたか、6年でしたかにできておりますが、その3条による賃貸借あるいは使用貸借の方法と、それから昭和55年だったと思いますが、いわゆる農業経営基盤強化促進法あるいは、その少し前は農用地利用増進法でしたか、まあ、そんな法律で農地法とは違うやり方の、まあ、流動化というのが、その時代からスタートしております。で、現在のところは農地法によるいわゆる流動化っていうのは、まあ、ほとんどこれ全国的になくてですね、あのう、邑南町でもそうですが、そうなんですがというよりも、邑南町は全部ですが、農業経営基盤強化促進法による、まあ、いわゆる利用権設定による流動化が、まあ、ほとんど全部になっております。で、目的とすれば、まあ、当然認定農業者でありますとか、あるいは大型農家でありますとか、それから集落営農型の法人でありますとか、まあ、そういうふうなところへ、集積をしていくというのを、まあ、目的にしております。で、その結果として、まあ、経営農地がまとまる、あるいは分散の解消あるいは面的集積が

可能になるというふうなことを目的としておりまして、まあ、仮にそれが実現できれば、効率の良い農業ができるというのが、まあ、最終的な目標なわけです。ところが実際は相対で既に、その貸し手と借り手が指定をされてですね、まあ、両者連名で出されるというケースが、まあ、ほとんどです。で、それを解消する、まあ、そう、というのは相手先が決してその大型農家なり、認、認定農業者とは限らない場合がありますので、まあ、そのへんに一つの問題を抱えているということは、まあ、事実であります、で、それを解消するためにいわゆる白紙委任制度所有者代理制度と、所有者代理制度というのを作って、白紙で出していただいて、その白紙で出たものを、その大型農家さんなり認定農家さんに持って行くというのを3年ほど前でしょうか、始めたところでありますけれども、まだ、あのう、件数あるいは面積でいいますと、やはり相対での、あのう、計画書が出てくるという状況になっておりますので、このあたりはやはり、まあ、何らかの方法で改善を促す必要があるのかなあというふうに感じております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、たいへんある意味、抽象的な質問項目だったかなあと思ってます。で、分かり難さがあったかなあと思いますけど、あのう、現状の状況について報告していただいたです。で、あのう、話されとる中に何点か矛盾点があるわけじゃないんですけど、あのう、実際、あのう、大型農家、認定農業者に土地をこう集めたいという考え方が基本だと思うんです。

ただ、これ、質問出した理由と、本当の理由というのは、反面、あのう、今言葉があったように白紙委任と、正式には農、農地利用集積円滑化事業ってことだと思うんですけど、あのう、うちの土地貸すなり、売るなり、まあ、基本的には貸す、貸すだと思うんですけど、貸しても良いよって、ただ相手っていうのは町の方で、町が事業主体ですんで、町の方で探してやってくださいっていう事業がここ何年かやっとならんだと思います。で、2年ぐらい前に町の方もそういう制度がありますよってということで、白紙委任状っていうか、あのう、委任状ということで、あのう、白紙っていうのは相手が決まってないからっていうんだと思います。で、そういうのを配られて、まあ、それ以来配られていないんですけど、まあ、その用紙がまだ使えますんで、希望があれば出してくださいという状態だと思います。ただ出てきたときの相手を探す方式っていうのが、現状では、あのう、出てきた土地の周辺から始まるんですよね。大型農家でも、例えば石見で出てきて石見の大型農家全員で話をするんじゃないくて、出てきた土地の近くの人から話をしていく。で、基本的には、あのう、あのう、何度かこれも一般質問があって答弁されとったとおり、あのう、遠くの人が来てやるっていうのは効率が悪いからなるべく距離の近い人についてということだと思います。で、認定農業者の、への集積っていうのは言葉どおり人に対して集積ですけど、例えば大屋光宏なら大屋光宏に支援しようと、で、僕が例えば瑞穂の土地でもまとまればいいよっていえば、そういうのがくれば僕に面積が集まってくる。利用集積っていうとそういう言葉、意味かなあと思った、現実的にはそうじゃあなくて、面的集積、近いところの人に集めていく。僕が規模拡大をしたいと思っても、瑞穂の方でもまとまればいいと思っても、絶対情報は来ないのが現状なんだと。で、そう思うと、あのう、さっきあったとおり、あのう、新規就農の場合でも、家と土地が近い方がいいっていう、まあ、そういうふうには仕向けているのか、結果とそうかして分かんないですけど、今の白紙委任の相手方の決め方っていうのは、大型であるとかどうとか、やる気があるかとかじゃなくて、出てきた土地の近い人がやっていく。で、そうすると利用集積、あのう、流動化って言っても、現実的には近隣の人を探していつてうまいか、あのう、いかなければアグリサポートがやっているよ

うに、この人支援しますよっていうけど、その人には行かない現状なんだと思います。あのう、人に対して集積していく考え方なのか、面的にある程度こう集まればその近くの人にやってもらう考え方なのか、そこをまず聞かしてください。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** 坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 白紙委任の場合の引受先、受け手の探し方の問題であります、ええっと、一つは、まあ、今、あのう、議員さんの言われた近場のところで、捜すということは、あのう、間違いではありません。ただ、あのう、我々の方は基準を設けておりまして、一つは集落内に、もし認定農業者さんがいれば、まずその方に持っていきましょう。で、それがいらっしゃらないときには例えば隣の集落にはいらっしゃるということであれば隣の集落の認定農業者さんに持っていきましょう、あるいは集落営農法人に持って行きましょう。で、その次は、距離がだんだん遠くなるとそりゃ効率が悪くなりますので、少し規模は小さくても、いわゆる、まあ、認定じゃあないけれども、集落内の大型農家さんに持っていきましょう。で、しかもその場合もそういう方が二人おられれば後継者のいる方を優先的にお願いしましょうというふうな順位付けをしております。で、その結果として、たまたま付近に認定農業者の方がいらっしゃらないときは集落内の、まあ、1ヘクタールの農家さんに引き受けていただくという、まあ、結果論ですけれどもそういう場合も出てまいります。ですが、考え方の元は、今おっしゃいますように、認定農業者さんであるとか、あるいは、これから認定農業者をめざそうという方にお引き受けをいただくのが筋だろうと思っておりますし、またそのように運用しております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(松本正)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、まあ、近くからっていう答弁があったとおり、まあ、町の考えとしてなるべくその遠くの人が来て、農業、あのう、まあ、住むとこと農地の距離がやはり遠いのは好ましくないという考え方があるのかなあという思いを持っています。そうすると当然、あのう、規模拡大の意欲があっても町としたら遠くに行く分についてはあまり情報が入れて、あのう、もらえないし、難しい。で、まあ、利用権の設定も実際は相対が多いというのは当然ですよ。あのう、近くは全部話をできるから、して貸し借りするから当然相対、あのう、でやる。要は今の認定農業者にそう規模拡大の意欲がある人達は当然近隣については自分たちで話ができるから、やって済んでるんだけど、どっかないかなあと思っても遠くの分は紹介してもらえないし、しょう、あのう、遠くで出てきても近隣にはいなければ違うとこっていう、なんか制度のその矛盾点は感じるわけです。で、もう1点今、あのう、とも補償の考えが出されと思うんですけど、あのう、その中でも見ると、まあ、非常に矛盾を感じるなあというのは、例えば転作面積が1町歩もっている人が2反なり、3反転作をしなきゃいけなくなったときに、あのう、大豆とか麦は、を勧められる方針を考えておられます。で、その中で、ええと、収支計算をしたときに、まあ、大豆をやって例えば1万円から1万5千円ぐらいの所得ある。これでは意欲が出ないからプラスとも補償で1万円なり、2万円を出す、そうすると、ええと、まあ、自分で実質作業はほとんど無くて、作業委託をした形で最終的には、その転作の土地から10a当たり、まあ、3万円前後の所得上げる仕組みを考えとられる。ということは誰も土地を貸さないってことなんだと思います。転作をしなけりゃいけなくなったから、これは、まあ、自分ではできないから、意欲のある人に貸そうと思っても、今貸しても1万円ですよ。10a当たり多分、あのう、高くても1万円前後よりは、大豆をしますって作

業委託を出した方が良いつていうことになれば、例えば野菜農家、意欲があつて、ああ転作あこしんさるんだつたら、うち借りようと思つても、1万円じゃあ貸してくれないわけですね。大豆なり麦を作業委託で出した方が10a当たり3万なり4万の所得が保障されるのであれば、貸すよりはそっちが、その人にとっては良い。で、それ見ると、農地を流動化するつて言いながら、現実的にはそれぞれが自分で持った形で農業を続けましょう。貸すよりは作業委託で、あのを、大豆とか麦をやった方が得ですよつていう政策を今進められとるのか。で、野菜はなかなか規模拡大も進まないし、これ以上作る人はいないよつていうような方針を出されてるけど、現実野菜で規模拡大しようと思つても、近隣の農地はみんな声を掛けているから、情報は、まあ、得てるし、もう無い。遠くに行くのは白紙委任が出て紹介してもらえないから無い。借りようと思つて交渉に行つても、その転作率がこれから上がってくる中で新しく田が空くのは分かつてるんだけど、ネギ作りたいな、何か作りたいなつて意欲を持つても、町がもしも補償されれば大豆とか麦を作った方が得だから、その人は絶対貸さない。そういう仕組みを今作ろうとしてるつてことは状況として理解されてますか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ただ今、あのを、2点ご質問いただいたというふうに思います。1点目は、まあ、仮にその白紙委任の近くへ農地を集めるといふ部分で、まあ、仮に遠く、遠くでも良いから自分は借りたいよというふうな方がいらっしゃった場合にということでしょうけれども、あのを、今そういう、その遠くでも良いから是非借りたいという情報は、あのを、そういう希望調査は行っておりませんので、あのを、情報自体は持っていないわけですがけれども、まあ、仮に石見の方が羽須美でも良いよというふうな情報が予め手元にあるとすればですね、それは、あのを、何も無理して近くの人を、あのを、小さな農家へ預ける必要はないわけで、これは、あのを、工夫すれば、あのを、可能な問題だろうと思います。まあ、ただ一般論で言えばですね、やっぱり近くにまとまった農地があつた方が効率が良いはずですから、まあ、そういう意味では、あのを、順位付けをそういう意味からしてるといふことです。それは、まあ、運用を変えれば済む話ですので可能でございます。で、もう一つとも補償で、まあ、例えば大豆、蕎麦をこれをまとまってやれば、近くの園芸農家がや、あのを、借りたくても借りれないよということですがけれども、今とも補償で解決していこうという面積は、以前にもお示しをしましたように100haなんです。で、不作付地というのは250haぐらい、まあ、あります。もちろん条件の、あのを、善し悪しはあるんですがけれども、で、転作田の全てをそのとも補償で解決はできないでしょうし、そうなかなか難しいですから当面第1弾として100ha部分を国の制度と町のとも補償の制度でなんとか作付ができないかという発想であります。で、あともっともつと残ったところがありますので、本気で、野菜、園芸をやりたいよということであれば、やはり、まあ、我々もそういう情報を把握して、そういう方に極力、あのを、流動化さしていくということは必要なことだと思います。あのを、あくまでもとも補償で蕎麦なり大豆なりをやるつていうのはそういう園芸農家さんとかが、預かってくれないようなところをもともと想定しておりますので、ちょっとそこの説明不足はあつたかも知れませんが、あのを、このとも補償によって園芸農家が特別不利を受けるとかいうような制度は今考えておりません。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのを、まあ、とも補償のことについて議論する場ではないし、そういう通告ではないんですけど、ただ、あ、あのを、園芸農家も扱ってくれないとこをやるっていう話ではなくて、なかったんだと思います。あのを、麦とか大豆とか大型機械を入れてやる、まあ、10aみた、未満の土地が、農地が大部分の中でどうなんだっていう質問したと、もあつたと思うんですけど、なかなかそういうとこは対応できないよ、まあ、今やられとる制度普通に見れば大規模な平坦地で転作で新たに空いた農地に対して、1反、2反の規模の区画のところで、大きな機械を使って大豆とか蕎麦をやるっていうイメージしか、まあ、皆さん持ってないわけなんです。で、そういう中で流動化っていうのも実質はその土地を動かす気が無いのかなあという思いで聞いたわけなんです。ちょっとそこはもう一回、あのを、みな、あのを、調べ直していただきたいと思うんですけど、あのを、もう1点の、あのを、最初の方の中で、あのを、借りたいという情報、遠くでも良いから借りたいっていう情報が把握できてれば、そういうことをしますよって言われたです。ただ、あのを、現状、今の邑南町で、例えば土地が借りたいですよって言っても、あのを、貸しても良いですよという情報を常にもっとられるわけじゃないです。白紙委任という形で、まあ、こう出されれば別ですけど、まあ、あのを、すぐでもなくてもいい、将来でもいろんな中で、将来的には農地を貸しても、今借りてほしいっていう情報を持たれているわけでもない。反対にその、僕、農地探してるんですけどっていう情報を出す場所も無いのが現状なんだと思います。で、あのを、次に質問の中挙げてるんですけど、言葉として、まあ、一番分かりやすいかなあと思うんですけど、昔から、あのを、農地銀行っていう言葉があります。あのを、お金じゃあないですけど、農地を貸しても良いよっていう人がここに情報を出す。例えば借りる、すぐに規模拡大の気持ちは無いんだけど、できれば借りたいなとか、ちょっとこう今どういう農地を出しても、あのを、貸しても良いって言い情報をもっとられるかな、ちょっと見て、こういう人のとこ出とるんだったら考えてみようかなっていうのが農地銀行なんだと思います。あのを、ええと、町が作られるいろんな計画の中でもそうですし、あのを、農業委員会の活動計画の検証でもそうですし、あのを、ええと、あのを、農業経営基盤強化法の町の基本構想の中にあるんですけど、農地の出し手と受け手にかかる情報の一元化っていう言葉が書い、書いてあります。あのを、そういう認識、まあ、情報を持っていれば対応しますよっていう発言もあつたですけど、実際には情報を持つ場所も必要だとは言われながら、そういう、あのを、制度も作られていないんですけど、要は農地銀行のようなものを作って、貸しても良いっていう人の情報、借りたいっていう人の情報を集めてもう少しその貸し借りを積極的に進めることも必要かと思うんですけどその点についての考えを教えてください。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 具体的に農地銀行という名前が出てまいりましたけれども、先ほどの、あのを、白紙委任のときにですね、やはり相対が多くて、もう既に結びついちゃってるということで、なかなか大型農家へ流動化が進まないというお話しをしました。で、そういう意味では、白紙委任が増えれば増えるほどそういう大型農家さんへ斡旋がし易くなるということは言えると思うんですね。そのためには今おっしゃったような、貸し手側の情報、受け手側の情報、これを、まあ、ストックするというのは非常にいいアイデアだろうと思いますし、あのを、必要なことだと思います。で、特に借り手側の方はあらかじめ借りたいという希望は当然あるでしょうから、それは、あのを、非常に取りやすい情報だと思います。で、ただ出して側の方は、まあ、急に出されるという例が非常に、まあ、多いんですね。あのを、春先になって、まあ、急に、まあ、病気をして、急

に誰かにとからです、そんな例が多いですから、恐らくデータとして集めれば、借り手情報はあるんだ、けれども、貸し手情報は少ないというふうなことにはなるかと思いますが、しかしながら、システムとしてそういうものはやっぱり私も必要だと思いますので、あのう、是非整備したいと思います。で、以前は、合併前は、あのう、各町村とも農地銀行というのを農業委員会の方で運営をしていましたが、いつの間にか、あのう、立ち消えになったというふうな状況ですので、また農業委員会とも相談しながらシステム化をしていければと思います。あのう、ご提案はそのとおりだと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、先々に転作が増えれば、あのう、米が作れない農地がたくさん出てどうするかという問題、耕作、まあ、現状でも作られていない土地、耕作放棄地の問題が多々あります。で、今やってるのはその問題に対して直接じゃあどうしようってやられるんですけど、本来であればさっき言ったとおり、農地銀行のようなものを作って、貸しても良いよとか、借りても良いよっていう情報を集めてできれば一般の人の間で情、その情報を見て、あのう、決して例えば規模拡大する意欲が無い人であっても、あのう、自分のとこよりも条件が良い土地が2反、3反出とれば、作ってみようかなっていう気にもなるんだと思います。だから農地銀行のような情報のやりとりをする組織をまずきちっと作って、そういう、あのう、地道な活動はした上で、それでも耕作放棄地が増えるのか、使われない土地が出て困るのかを見極めないといけないんだと思います。あのう、やろうと思いますっていう中で、過去から言われながら、なかなかできてきてない部分、あのう、ほんに地道が部分かも知れませんが、あのう、まずはこういうところをきちっとしていただければと思います。で、あのう、まあ、農地銀行いろいろ調べますと、あのう、利用権設定の先ほど話をされた、その事業自体が農地銀行という考え方もあります。で、このあたりもう少しほんとは整理をあわせてすればいいのかなと思います。あのう、本来は農地の貸し借りは農地法の3条でやります。ただ、あのう、町がこの人に集積したいなっていう中で利用権設定ということで要綱、あのう、計画書を作ればそれで農地法の許可を受けなくても良いっていうことになってます。あのう、ただ、今の運用は、あのう、農地法の許可を受けるより簡単な方法として利用権設定になってる問題があります。あのう、ぼくも農業委員会にいます中で、この人が借りる資格があるかどうかというのとは分からない人達もたくさん出てきます。それは本来は町がこの人達に集積して、この人達がやるべきだっていうことでやってるのを前提でみるから、あのう、ふさわしいんだと思うんだけど、現実的には相対で出てきてって言われるけど、その時点、時点で間違いなのかなとも思います。で、あのう、利用、あのう、農地法でいうと3条はほとんどなくて利用権設定でやる。ただ、売り買いは利用権設定を使わずに農地法でやる、これもおかしい話であって、この人がふさわしいってことであれば利用権設定のその計画の中で売買もできるようになってます。売買をそれでしないのは正しい理解を皆してないんだと思います。あのう、今回出したとおり、流動化進めて農地銀行とって言ったのは利用権設定をきちんとやれば、あのう、まあ、貸し借りにおいては3条の許可を受けなくても良い。売買においては、あのう、農地法の5条の、あつじゃない、すみません、3条ですね、同じ3条、受けなくても良いし、かわ、プラスその登記の手数料が安いとか場合によっては町が代わりで登記ができるっていうことがあるんです。やはり、あのう、農地銀行を作るのと同時に利用権設定のことについても正しい運用をした中で、その受けれる人は限定されてしまうけど反対にメリットもたくさん出てくる。そのあたりもあわせて見直しをしてきちん

とやっていただければと思いますが、あのう、そのあたりの理解、考えをちょっとそこも含めて聞かしてください。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** 坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 農地法と基盤法、まあ、いわゆる基盤法ですが、まあ、これとの関係になりますけれども、以前昭和55年以前はいわゆる農地法しかありませんでした。ですから、貸し借りあるいは所有権移転も全てが農地法の3条によって行われておりました。で、その貸し借りの場合に農地法と基盤法の大きな、まあ、違い、まあ、もちろんご承知で、だろーと思ひますけれども、借りるときは、まあ、ほとんど同じです。ただその終了時点が以前の農地法ですと、借主の権利が非常に、まあ、大きいわけですね。ですから昔は、あのう、まあ、少し語弊のある言葉ではありますが、一旦貸すと農地を取られてしまうというふうな誤解も生じたぐらい借りた方の権利が強いということがありました。で、これによって流動が進まないという側面があり、ありました。で、その後利用増進法でありますとか、基盤法が、まあ、ぞくぞくとう制定をされて、それによって期限がくれば必ず返ってきますよという安心感があって、今日の流動化がある程度進んだ実績につながっているんだろーと思ひます。それを今、じゃあそのこの方は農地法の法がふさわしいからじゃあ農地法の方でやりましようとか、この方はじゃあ基盤法でやりましようというのは、あのう、どうなのかなと。で、やはりこれは、あのう、貸す方の側も安心して貸せる、借りる方もきちっとメリットを持って借りれるという関係でないといけないでしょうから、そこは、まあ、どちらがいいのか、あるいは線引きをすべきなのか、すべきでないのかというふうなことは、あのう、少し検討をしなければいけないと思ひます。ただ今日までの流動化の実績から言えば、やはり、まあ、手軽というともた言葉はあれですけれども、やっぱり周期がきちっとしている方が流動化は進みやすいということは言えると思ひます。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(松本正)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** 今日は町長に特に求めてないんですけど、まあ、最後に一言お願いしたいところなんですけど、あのう、あのう、今朝も町長の来期に向けての中で農業振興という言葉がありました。で、その中で地産地消を勧める、で、あのう、付加価値をつけて外に売ることも努力する、で、多様な担い手もってありました。で、ただ、今、あのう、さっき言ったように、いろんな技術があつていろんな人がおつて、あのう、底辺も広くて、あのう、てっぺんも高いんならいいんだけど、今正直言つててっぺんがものすごく弱くなつてます。要はほんとにきちっとした技術を持って、きちっと物が作れる人っていうのがいないです。地産地消が進まないのは責任を持って物を作る人がいないからだと思ひます。あのう、あるときに出す、それで給食使えつて言つたつて無理な話です。この期間作つて、きちっと作るっていう人がいないと無理です。そういう責任を持って作れる人が今すごく減つてます。で、外に物を売るのも皆さん付加価値って簡単に言われるけど、基準、あのう、基礎的に他と競争する能力があるかどうかという問題もあります。外に出しても安いのはその物事態の品質、技術の問題だと思ひます。で、朝、まあ、土づくりつてあつたんですけど、それはもう、あのう、一部なんだと思ひます。栽培技術の中の一つであつて栽培技術全体にこだわることも今なくなつてきたです。で、先ほどの、あのう、課長が答弁されたとおり、やはり選んでこうきちっとやるのには、線を引くのにはつて言われたです。ただ、あのう、後継者の問題もそうなんですけど、町としてどういう人が必要で、きちっと線を書いて育成しなきゃあ、あのう、ほんとに求

める人が今育たない、中心になる人がいない。あのう、支援するならこの人に支援をするってことをしないと農地の流動化も進まない。で、そういう中でやはり、あのう、まあ、地産地消、外消多様な担い手というような言葉を使われるのは結構、結構ですが、良いことですけど、やはり地域としてきちっとした技術、きちっとした生産者を育てるんだろっということを根底に持ってそういうことを考えていただきたいと思いますと思うんです。そういう意味で、あのう、後継者の育成、農地の流動化についても、やはり意欲がある支援しなきゃいけないところに、そういう、お金じゃなくて情報としてこういうことがするってことはきちんと考えて行っていただきたいと思いますと思うんですけど、あのう、まあ、農業振興の中にそういうことも考慮して考えていただけるかどうか、お答えをお願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 石橋町長、最後の答弁をお願いします。

●石橋町長(石橋良治) 私が、あのう、午前中に申しあげたのは、国が今やっているその、いわゆるその主要な担い手をどちらかという重点的にやってる、で、邑南町の場合も当然国について行くわけですから、そういうところをやっておるわけですけども、果たしてそれだけでいいのだろうか。今の邑南町の農業の担い手の現状を見た場合に、一気にそこに行っちゃうとやっぱり地域そのものが崩壊していく。で、大屋議員がご指摘のようになかなか農地の集積が一気にはできないという現状がある。そういう中で私が次の4年間を考えるならば、まだ一気に行くことはでき、できないだろう、で、今しっかりその中間どこで頑張っていられん方々を、やっぱり私は支えていかなきゃならないという意味合いも含めて、主要な担い手も大事であるということで、これは二者択一の問題ではないというふうに、まあ、申しあげたつもりであります。したがって、まあ、大屋議員のおっしゃるようにほんとにやる気のある方々についてはやっぱりそれなりに国と事業も取り込んで一生懸命応援していかなきゃならん気持ちは全く変わってはおりません。そこに対する農地の集積も大屋議員のご指摘も含めて担当課長もいろいろ検討するというふうに言っておりますので、やっぱりここは情報公開あるいは情報の一元化、こういうことも含めてですね、大いに、まあ、やっていきたいなあと、で、当然農業委員会にもいろいろと議論いただきたいと、まあ、こういうふうに思っております。

●議長(松本正) 終わりにして、最後に一言いって、どうぞ。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あの時間が来ましたので、あのう、まあ、中間どころで頑張っている人も必要ですけど、やはり今一番上で頑張ってる人がほんとに苦しくなると、その世代が次の世代に渡す時代が来てるけど、それができるかどうかというの、今中間どころ頑張っても5年後、6年後そういう人が残るかどうかという問題もあります。まあ、しっかりそのへんも考慮してやっていきたく、いただきたいと思います。時間ですのでこれで終わります。ありがとうございました。

●議長(松本正) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は2時30分とさせていただきます。

—— 午後 2 時 17 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 30 分 再開 ——

●議長(松本正) 再開をいたします。続きまして通告順位第4号亀山議員登壇をお願いします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 8番 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、8番亀山でございます。ようやく9月も10、今日は2日ですか、な

って、秋晴れの稲刈り日和になりました。金曜日までは天気がええいうんですが、土曜日曜はまた雨が降る言いよりですが、あのう、今日は皆さん方、あのう、稲刈りに精出されとることと思います。私は今日ここで一般質問するわけですが、これまでも何度かこういった問題については取りあげてきております。合併しての今の行政と地域との関わりについて、これをこれまでもいろいろと町長の考え方、執行部の考え方を聞いておりますが、この度はその念押しということではありませんが、ええと、自治会の、じゃあない、行政連絡員のことについて、それともう一つは、ええと6月にも質問しましたが、再生可能エネルギー、この研究の進捗状況についてを、2点をお伺いいたします。まず始めに1点目の行政連絡委員のことについてですが、羽須美地区に自治会が結成されたことで、全町が、あのう、行政の示達義務を、業務を自治会へ委託することとなるようです。最近になって条例の第10号、行政連絡委員に関する条例をこれを廃止するという方針が総務課長の方から伺いました。これも合併前までは羽須美、瑞穂地域では、この行政が全集落へまでも非常勤特別職を配置して、住民とのコミュニケーションを図るため行政連絡員を配置してまいりました。聞くとここによりますと、石見地域でも昭和52年までは区長制度を敷いておられたようです。それからあの自治会の方へ、あのう、か、システムを変えられたように伺っております。ほいで私たちにとってはこの重要な公聴広報の業務を行政連絡員の条例を廃止することによって、後退にす、後退してしまうのではないかと思います、この問題について、町長の考え方を伺いたいと思います。行政と町民とのコミュニケーションを深める地域役員の、この役割をもっと強く受け止めて、この条例廃止については拙速に結論を出すべきではないという考え方から、次の点について質問をしてまいりたいと思います。1番目には自治会等を業務協定及び自治会活動補助金交付要綱、これが運用されておりますが、これは、あのう、行政連絡員の業務を自治会へ委託するための契約とそれと自治会の方の活動の補助金を町が出しようというこの要綱ですが、これの運用状況、それともう一つは自治会の活動言いますか、自治会がスムーズに運営できるようにという配慮から職員、町職員を各自治会へ配置して、自治会行政連絡担当職員という制度ができました。これの活動状況について今どうな状況なのかということをもっと伺います。

●**原住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原住促進課長。

●**原住促進課長(原修)** まず、あのう、自治会等業務協定及び自治会活動補助金の状況についてお答えします。この協定は、あのう、自治会と行政の協働に関する業務協定書というんですが、これについては町内の全自治会39あるんですが、39自治会と業務協定を締結しています。この協定の運用状況についてですが、この協定書の第2条に定めている業務の内容というのは、町の広報、広聴に関すること。交通安全、防火、防犯、防災に関すること。地域内環境整備に関することなど7項目の業務があります。これらの業務を行っていただいているところです。これに対し、この自治会活動補助金のうち業務委託補助金というのがございまして、これは羽須美地域で報酬として、あのう、行政連絡員の方に直接お支払いしている8自治会を除いた31自治会へ交付しているところでございます。この業務委託補助金は自治会内の1集数につき1万1千800円と集落内の世帯数に千円を掛けた金額と合算した額で交付して、交付しているところです。平成23年度の、3年度の実績としましては、瑞穂地域の10自治会、石見地域が21自治会、合わせまして31の自治会に対し、150集落3千826世帯分の合計559万6千円交付しております。これらの補助金の使い道についてですが、毎年度始めに各自治会から提出いただいている決算報告で確認するところ、おおむねの自治会においてこの補助金額、補助金の金額以上の額が各自治会の役員手当として

支出、支出されています。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(松本正)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 私の方からは自治会担当行政連絡の職員の配置についてでございますけども、以前から、あのう、邑南町まちづくりの基本姿勢としまして情報の共有ということがございます。町の情報を積極的に提供して、また町民から行政への情報提供も行い、情報を共有することで対等な議論を行うという原則があります。これまでそういったことを考えながらやってまいりまして、これまで、あのう、情報を皆さんに周知するという方法としては、行政連絡員さん及び、あのう、集落代表者さんによる広報邑南とか各種チラシの配布、それから広報無線、更にケーブルテレビ、それから出前講座等にて行ってきたところで、これに加えて更にきめ細やかな伝達、情報伝達の方法として今回自治会担当の行政連絡担当職員の配置について、これまで議会、町政座談会、それから自治会長会等で数年前から話が出ておりまして、平成22年の6月の議会でご相談申しあげましたところ、実施に向けては慎重な対応をすべきとの賛成意見をいただきました。その後旧羽須美、旧瑞穂、旧石見地域の自治会長会議を行いまして、制度の趣旨をご説明申しあげましたところ、まあ、問題ないと、又は実施してほしいと言った意見が多く出ました。そして平成23年3月、昨年3月の定例議会で町長の施政方針に組み入れまして、要綱を作成しまして、3月29日告示の平成23年度から実施となったものでございます。町内39自治会に各1名、10集落以上又は200世帯以上の自治会には2名の課長補佐又は係長以上の職員をできるだけ、あのう、地元の職員を配置しておりまして、49名を選んで配置しております。これは、まあ、職員の研修にもなるということで考えております。昨年度23年度の活動実績でございますが、延べ33回の会議に出席して、22件の案件を処理しております。今回、あのう、24年度には各自治会の空き家の調査も自治会行政連絡担当職員で行っております。また、自治会行政連絡担当職員の中には所属する自治会の役員になっている者も実はおりますので、役員会等を加えますと、あのう、そのさっきの回数以上には実際、もっと実際には回数が増えるものと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、答弁いただきましたが、あのう、業務協定で支払いをする委託補助金ですが、これは先ほどの答弁では支給、あのう、補助金以上の額がその自治会の役員さんに対して支払われとるという答弁でありましたが、これが、あのう、それ全町、あのう、全地域をよう見とりませんが、瑞穂地域の方を見ますと、これが行政連絡員さんですよ、昔の。集落の代表者の方へその計算どおりの金がボンと支払われとる場合と、中には役員さん全体の、あのう、役員手当としてその中から自治会長さんの手当が出てみたりとかいう例もありますし、そいから先ほど言われたように、あのう、集落の代表の方にも、この町が支、支給しとる以上のものが払われとるよ。いろんな例があるわけです。そいでそこで、ええと、前にも、あのう、総務課長言われました、羽須美の件を伺いましたときに、自治会長さんには行政連絡員さんに対する手当は今度は自治会をとおして、あのう、払いますので自治会の方でしはろうてくださいうことを伝達したと言われましたが、私たちが解釈しとるのは、この委託業務、業務委託の補助金というのは集落の委員さんへ全て配りなさいよいう意味じゃあないと思うんです。それを業務を受ける自治会に対して算出根拠はこうですが、これを自治会に対して、あのう、補助金として流しますんでその使い道については自治会の裁量で好きにしてくださいというように解釈しま、しておりますが、それが間違いでしょうか。

それとも町の方では、この業務というのは集落の代表者の方へ払われるべきものと解釈されとるか  
いうところを、その点を一つお聞かせしていただきたいのと、ええっと、行政、自治会の担当職員に  
ついては、これのことについて、先に行いました自治会と各地区との、あのう、意見交換会の場で  
地域から声が出たことがあります。自治会担当職員の活動が見えないと、担当職員は何のために置  
いとるんかという声が出たりもしたところもありました。そういったことで、このたびお伺いしたん  
ですが、まあ、３３回もそこへ自治会の方へのぞいて２２件の案件を解決されたということは、それ  
なりに努力されとると思います。それとこの担当職員の必要度言いますか、これは地域によって差が  
あるんじゃないかと思うんですよね。例えばこの矢上地域のように役場に近い、瑞穂でも、あのう、  
出羽地域とかのような、その支所とか本所に近いところの自治会はそれほどの必要性は感じとられ  
るので、こういった意見が出るんじゃないかと思うんですが、周辺の高齢化して、今の世話する人  
もなかなかおらんような集落自治会においてはやはり行政の手助け言いますか支援がほしいいうこ  
とで、前にも、あのう、この場でそういった支援を求める一般質問をされたように思うとります。  
ほういって、そういったところでやはり必要としとるとこと、それほど必要されとらんとこの差が  
あって、こういう意見が私たちに、あのう、出てきたのかなと思います。それともう一つあるのは、  
あのう、心配したのはその意見交換会の中で、役場の職員を採用するときに地域バランスを考えて  
採用すべきだという意見が出ました。これはやはり今のような行政、自治会担当職員を配置する場  
合にや、そ、そこそこに職員がおらんと配置が難しいいうことの方から考え方も知れませんが、この  
ことも、こういった意見が出るということは、やはり職員、担当職員に対する期待もあるのか、実  
際にはどこがどうなっとるかいうのは、私も理解できませんが、今から、あのう、この制度がです  
ね、要綱が充分いごいて自治会の方の役に立てるように、ええと活動を進めていただければ  
と思います。そこで先ほど聞きました、あのう、補助金の使途についての、あのう、町の考え方は  
どちらかというところを教えてください。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 自治会の補助金の、あのう、使途と言いますか、使い道のことでございま  
すが、あのう、算定の基準として１万１千８００円と戸、戸数当たり１千円というのが算定の元と  
してあるだけでございまして、自治会の方にお支払いしますと、それは自治会の方の裁量で使っ  
ていただくというふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、分かりました。それで今の自治会、行政連絡員のことについては今の  
瑞穂、石見地域にはなかったですが、瑞穂地域については行政連絡員という言葉が未だに残って  
おります。自治会の役員の中にも行政連絡員という名前の自治会の役員さんが。非常勤特別職でない  
行政連絡員さんがこっちにおんさるんですが、そこんところがまだ充分に理解されとらんとところ  
があるんじゃないかと思うのと、例えば自治会の役員さんの中で、例えば他の役員さんが言え  
たんですが、行政連絡員というのはやっぱり昔のとうに、非常勤の特別職としてあるんじゃないか  
いって言われたんで、瑞穂地域は全て自治会がその業務を受けとるだけえ、行政連絡員はありま  
せんよいうて話したことがあります。はあ、そうだったかいうて理解はしてもろうたんですが、ま  
だそこんところが充分理解できとらんとところがあるんじゃないかいうところもあります。そこ  
です、ええっと、先ほどのあれで、自治会の方へ７項目の業務を、あのう、委託してそれだけの補助金を

出しとるわけですが、一方で担当課が直接委員さんを募って、委員さんをお願いしとる例があります。例えば保健課でいうと保健委員さん、これは各集落におられますよね。ほいで特に多いのが農林振興課で今の生産調整がありやあ、中山間の直接支払いがある、農地、水がある、それから集落、ありやあ振興委員ですか、ような委員さんが各集落へそれぞれ配置しとります。それは行、自治会を経由せずに直接、担当課とその各集落の委員さんがやりとりされとる思うんですが、それとの整合性、例えば保健課にしても農林振興課にしても、これを自治会の方へ委託せんと都合が悪いわいうようなことはありませんか。今のまんま直接各集落、200余りの集落と担当課が直接やることについて、問題がないかどうかいうところをお聞、お聞かせください。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 私の方からは、ええっと、自治会と、の、へ対する業務と担当課の業務のことでございますけども、ええっと、行政連絡員さんと集落代表者さんには、基本的には町民全体の方に周知するの、ための広報配布等をお願いしているというふうに考えております。先ほどありました、保健委員さん、例えば、まあ、健診を受ける方のみという限定、それから転作関係とかの農林関係は農家の方のみで、非農家の方には、まあ、あとう、無いということがございますので、限られた方々を対象として業務をお願いしておるということで、それぞれ、あとう、別のものということで、同様の、合併前と同様に、あとう、同様、業務をお願いしておるというふうに解釈をしております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、そいだけ、その業務そのものが専門性言いますか、限られた人を対象にしとるけえ、そういう制度でやりよるということですね。そうしたときに、あとう、委員さんの数でいうと200人以上にな、全町でいやあなりやあせんか思うんですが、それに対する、ええっと、事務連絡ですか、とかはどうされとりますか。全て、全て文書でやとられるんか、それとも会合等でその事務の示達をされとるかその点についてお伺いします。

●日高保健課長(日高誠) 番外。

●議長(松本正) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) 保健課の方では、あとう、集落保健衛生委員さんをお願いしておりますが、206集落、24年度の場合は、あとう、予算を組んでおりまして、あとう、年2回、あとう、委員会を開いてですね、まず、あとう、年度末の3月に集まっていたいて、あとう、1年間の健診等の結果報告をして、次の年の、あとう、健診にいろいろ協力してもらうための情報提供ですね、こんだあ、次の年の健診はこういうことをしますというような、人間ドックの申し込みをお願いするとかいうことを、まず3月にやります。それから続けてまたすぐ、年度が変わります4月に改めてまた新年、あとう、委員は集まっていたきまして、今度は実際にその改修とかという話を24年度の詳しい説明をいたしまして、あとう、いろんな、あとう、配布のお願いをしとるようにしとります。だから、あとう、会は2回もとりまして、後は、あとう、毎月いろんなお願い文を通知さしていただいております。2回ほど集まっています。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 農林振興課関係の、まあ、そういう役は非常に多いわけでありす

が、例えば、あのう、まあ、転作委員、これは今は需給調整推進員というふうにいったりしますが、ええと、まあ、これは、あのう、行政が直接お願いしてるわけではなくて、いわゆる水連協ですね、今名前が変わって、あのう、再生協議会になっておりますが、ここが任命しておりますので、町がということではありません。それから農地、水の関係でありますとか、あるいは中山間の関係というのは補助制度をこちらからこういう制度が始まりますよということで説明をして、で、集落なり、あるいは自治会なりで任意にその団体を作ってください、代表者を出していただいておりますので、こちらから任命というふうなことではありません。はい。それから、あのう、直接我々が任、あのう、お願いしておりますのは農林業推進委員ということで、それ以外にもお願いせざるを得ない仕事があることがあります。これは、あのう、文書でいろいろお願いをしたりすることはありますが、集まって一斉に会議をするということはありません。まあ、自治会単位ぐらいでお集まりをいただくことはございますけれども、まあ、全て文書で行っております。

●日高保健課長(日高誠) 番外。

●議長(松本正) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) あのう、先ほど、あのう、あのう、会議は1か所という表現をしたと思いますが、あのう、羽須美、瑞穂、石見それぞれでやりますので、あのう、場所で3会場で行います。はい、すみません。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、分かりました。206名をひととこに集めるいうと、まあ、元気館でもでなけにゃあ、やれんのかのう思いよりでしたが、まあ、3か所別れてそれぞれ、あのう、委員さんを206人集めてやられるいうことで分かりました。それと、あのう、農林振興課の場合はこれは直接、あのう、町が委嘱するものでなしに、任意の団体の委員さんが集まってもらういうことで了解しました。そこでですね、ええっと、これまでにですね、今の自治会の方へさっきの話へ戻ります。あのう、行政、行政連絡事務の、あのう、示達についてですが、これをされるのには自治会長さんと自治会担当職員さんを一同に集めてそこでいろんなことを説明されとります。その中で今までは自治会長さんがそこで聞いて帰ってそれをまた各その自治会の各集落なり班の代表者の方へまた伝えじゃあない、どがあいう、伝達をされとりましたが、それじゃあなかなか伝わり難いところもあったりするんで、その集落なり班の世話人さんを集めてそれに直接話をしてもらえんのかという希望が出したというて瑞穂の方で聞いたことがあります。このことについては未だにまだ、あのう、自治会長さんの方へ伝達して、それから、あのう、各集落なり班の方へ伝えてもらう方式になつとるそうですが、先ほどの保健課の例でいうと、まあ、ひととこへ2百何人を集めようおもやあ、元気館なら集められましようし、それから3地域へ分けてなら、それだけ集まる場所もそこそこにあると思いますが、今の事務示達を正確によう分かるように、あのう、伝達するのには各班、各集落の代表者に伝えるという方法が要望のとおり、とれないものかどうかいうところを教えてください。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええと、町からの情報を示達のことでございますけども、ええとまず、あのう、基本的に年度始めの自治会長会議、これに各部署の年間を通じての、の事業等の情報提供をまずこれで行な、行っております。平成22年度までは自治会長会議及び羽須美地域の行政連絡員

の会議を両方開催しておりましたけども、昨年度には町内全てに39自治会が誕生いたしましたので、自治会長会議の、のみ開催して行政連絡員の会議は開催していないということでございます。で、また昨年より先ほど申しました、自治会の行政連絡担当職員が、を配置しましたので利用促進いただきまして、まあ、情報を得ていた、いただくようお願いしとるところでございます。で、基本的には行政連絡、連絡員さんと集落代表者さんには、月々の情報提供をお願いしておるという現状でございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、だけ、あのう、さっき言いましたのは、あのう、自治会長さんの方から要望があったのは、自治会長が、さんが集まって各課からの情報をみな聞いて、それを今度自治会へ帰って伝える方式でなしに、直接昔瑞穂でありよりました行政連絡員会議とかいうような会議を持ってももろうて、直接集落の代表の方へ伝えてもらえんדרかうかいう要望があったはずですが、そのことについての、あのう、可能、実現はできんもんでしょうかという質問です。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(松本正)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** ええと、全体の、集合しての伝、示達はどうかという、すいません、先ほどのお答えになっておりませんでした、あのう、そのために行政連絡の、あのう、担当の職員を配置しておるというふうに理解いただいて、それをしっかり利用していただきたいというふうに考えております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、先ほど始めに伺いましたのは、その自治会行政連絡担当職員の活動は年で33回、22件の問題を解決したとありましたが、行政連絡担当職員の設置要綱の中には、これは各自治会の会長さんと相談を、協議して、会議は概ね毎年4月、7月、10月、1月に開催することとしております。これを計算していくと33回じゃあとても足りませんが、こういったことが実際に、あのう、実施されとるのか、そう、そうすれば、あのう、担当職員さんから直接その集落長さんの方へ伝えられとりゃええんですが、それができんかっておらんからこういった話がでるんじゃあないか思うんですが、その点について、もうちょっとお願いします。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(松本正)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** あのう、要綱に確かにそのように年に4回とかいうのを目標にしておりますけども、基本的に自治会長さんに相談をいたしまして、要請があるときに基本的に何うということにしておりますので、昨年場合は第1回目でございましたので、まず、あのう、自治会長さんに先に連絡を取って、で、要請があればどんどん出かけて行ってほしいということを職員に説明しております。その結果がそういうことでございますので、まあ、さきほどありましたように自治会によっては、あのう、要請が、まあ、少し薄いというところもあったかも知れません。以上でございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、それ要請があればするというのは、これは一応この要綱でみると、

そういった要請があればでなしに、概ね開催することとあるんで、これは当然必要があっても今の例えばこっちが、あのう、行政の方からは報告せにゃあいけんことありましようし、また、あのう、自治会なり町民の方から聞かにゃいけんことあろう思います。やはりこういったことが、あのう、決めてあることがいか、まあ、あのう、実際行われんと、意見交換会で出たように担当職員の存在のあれが分からんとか、あれは、担当職員は何をしとるんかいう声が出てくるんじゃあないかと思ひますんで、もうちょっと自治会長さんとのその連絡を密にして、せっかくできたこの制度ですんで、これが有効に運用できるように、あのう、配慮していただきたいと思ひます。それと、これで先ほどの答弁の中で言ひますと、全て自治会の方へ行政事務の、行政伝達事務を自治会の、等へ任せるといふことになるんかとも思ひますが、それで総務課長は行政連絡員に関する条例第10号を、これを廃止する方向で検討を進めとるといふことが委員会の方で発表されたんだらう思ひます。が、この邑南町は合併する3町村の合併協議の中の、には自治会等の取りあつ、組織の取り扱いの中で、行政連絡機能は集落単位にぎょうせく、行政連絡員を置き、基本的に現在の行政連絡機能を継承することとします。ただし、その業務を自治会に委託することもできますといふことになつとります。ですからこれに基づいて、これまで今の石見、瑞穂、羽須美地域が自治会へその業務を委託する話が進んできたんだ思ひます。だからといふて、行政連絡員を完全に抹消してしまう、廃止してしまういふのはちょっと早すぎやあせんか思ひます。もし条例を、あのう、改正するんであるならば、この条、10条の、10号の条例に今言ひました、その業務を自治会に委託することができるといふ特例条項をこれに加えて、この行政連絡員に対する条例は残すべきではないかと思ひます。そうせん自治会も今できたばかりの自治会は元気のええ自治会もあります。しかし何年か経ていくと特に周辺部の自治会では家の戸数が減つたり、そこで世話をされる方がおんさらんかつたりすると、なかなか自治会の運営自体が難しい。ましてや行政のその行政連絡員の事務まで請け負うてやることが難しい状況が生まれてくるんではないかと思ひます。ほいで、万が一自治会が受けてもらえんときには、これはまた前の状況に集落なりへ、戻さにゃいけん場合も生じるかもしれせんので、この条例を廃止することは是非とも止めていただきたいことをお願いしします。そこで今の、そこで町長にお伺ひするんですが、これは前、前からもずっと言いよります。町長も地域づくりは公民館を中心にして地域づくりをしましやういふて言われたこともありましたし、そいから自治会を中心にしてその地域づくりをして、行政とその地域とが協働で作るまちづくりを提案されておりまして、地域もそれに向かつて行きよります。しかしながら、昨今の経済状況いろいろ高齢化の状況を見ると、地域の活力が必ずしも合併当時のように継続されとるとは言えん面があると思ひます。そいで、これはいただいた資料をグラフにしてみたんですが、あのう、配りました、この今の自治会へこの業務を委託する場合、自治会の状況がどうなんだろうかいうところを見たときに、39自治会の中で、左側ですよね。1番大きな世帯数は335世帯の自治会です。一番小さいところは22世帯だの、自治会もあります。ほいで集落においては、右側ですが、一集落で97世帯の集落もあれば、2世帯という集落もあります。これはこれまで各、この自治会にしても、集落にしても地縁団体と言われるように地域のその土地のつながりによってできた団体ですんで、行政がなかなか手を入れるいふことはな、あのう、嫌がりんさるとこもあるし、そいから行政はそこへやっぱり手を、あのう、足を踏み込んじゃあいけんといふこともあつたかとも思ひます。しかし、自治会担当職員を求めておられる自治会の、もあるように、行政がもっと前に踏み込んでその地域のこいふ組織といふものに対してね、もうちょっと積極的に、あのう、働きかけをしていってええんじやないか思ひうんですが。これだけの、ただ自治会と一言でいふてもこれだけの差があり

ます。集落というてもこれだけの差があるんですよ。そいだけこれだけの差をいごかすいうても、やはりその集落なり、自治会にはそいだけの決まりもありましょうが、その地域、地域の文化がその自治会なり集落にはある思うんです。だけ、それに手を加えることはできんとするならば、他の自治体でもあるように、新たな行政区を指定する、町が事務示達をし易い、例えば情報を収集しやすい行政区というものを新たに設置することも考えて見るべきではないかと思います。しかしどれが一番良い方法かいうのは私としてもここで、この方法でやった方がいいですよということはなかなか言うことはできません。しかし、先ほどから言うように行政連絡員の条例を廃止して、その行政と地域とが、のコミュニケーションの場を、行政が一步後へ引くいうことはあってはならんのじゃあないか思います。町村合併がするときに、一番心配されたのは行政と町民とのその距離感が増すんではないかということが一番心配されたことです。それをこれまで町長は周辺対策ということで、周辺がそれほど行政との距離感を感じんように、いろいろな施策を進めてきてもらうとります。そういったことがあるんで、よけいこの行政連絡員の条例を廃止することは止めていただきたい。それと今のこの行政事務の示達についてこれだけの自治会にも差がある集落にも差がある状況と、それと、あのう、小さいところではなかなか活力がないことを考えて、もういっぺん、このことを現況を検証して、この行政と地域との、地域の団体とのあり方というものを検証して、良い方向を探っていただくようにもう一度考えて見てもらうことができんもんでしょうか。次期、3期目に対、へ望まれる町長にそのことについて、住民と行政との関わりについてをお伺いしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、行政連絡員の制度を、条例の問題でありますけど、まあ、あのう、合併してしばらくはいろんなこういう3地域やり方があって、やっぱり合わせようというところで、まあ、そういう話やら、あるいは一国二制度ど話やら、いつまでやるんだというようなこともお叱りを受けた時期もございました。それで、まあ、あのう、結局石見地域、瑞穂地域は、あのう、従来のやり方を、まあ、石見地域はもうなかったわけですけど、瑞穂は石見に合わしていただいた、今羽須美もお願いしようかということで汗をかいているわけです。で、まあ、総務課長の報告ではかなり、まあ、ご理解をいただいている状況だというふうに、まあ、聞いております。で、それが、まあ、ほんとに羽須美もそうなりますと、一国二制度ということは解消されるのではないかなあと考えております。やっぱり一つの邑南町として、一体感を持つんであればやっぱりいろんなやり方があってあんまり良くないというように私は考えております。要はそこをどう、亀山議員がおっしゃるように、まあ、行政がカバーしていくのか、いくのか支援していくのかということにつながってくるのではないかなあと考えてます。で、まあ、私の基本的な姿勢っていうのは、いわゆる自治会を、自治会づくりをやろうという精神の発足当時のいわゆる理念あるいは集落であれば過去からのいろんな歴史的なその集落の成り立ち考えますと、やっぱり基本は、やっぱり自治会なり集落で自分たちの地域、集、自治会なり集落をどう考えるんだということをやっぱり徹底的に話合ってもらったことが一番先決であろうかと思います。で、そこが、まあ、充分にやっていただきたい。で、そのやっぱり中身によって我々は、あのう、支援すべきところが出てくるのかなあと、まあ、いうふうに思っておりますので、最初から再編有り、あるいは行政区なるものありきでは私は、まあ、私自身は、まあ、考えておらない。まあ、いうふうに思っております。まあ、しかしながらこの、こうしたせつかく、まあ、良いデータをいただいたわけですけども、なるほど自治会にしても集落にしても、ほんとに数の少なくなってきたところがございます。で、やはりそういうところは自

主的な話し合いの中でほんとに自分たちのこの自治会というのはこれで良いんだろうかというような話し合いもなされているやに聞いております。やっぱりそういった話し合いの結論を我々は見ていきだし、それからまたほんとに自治会が合併するとなるといろんなハードルが出てこようかと思ってます。そこに我々はどういうふうに、まあ、ご支援申しあげるのがかということで、やっぱり黒子に徹して行きたいというふうに、まあ、思っております。それから先ほどから話題に出ております、自治会担当職員制度、まだまだ、あのう、機能、始まったばかりですから十分な機能はしてないと思います。したがって少なくとも、まあ、このデータを見る限り自分の受けもっている自治会が状、の状態がどうなっているのか、あるいはそれに、あのう、この編成している集落の状況はどうなっているのかは、しっかり把握いただいて、やっぱり厳しい自治会、厳しい集落の声を職員はそういうところをまず聞いていくということもですね、ある意味では大事な役割かなと、まあ、そのへんがまだまだ不十分であるというふうに私も考えておりますので、そういうところは、まあ、職員にもお願いしていききたいなということでございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、それで自治会の、あのう、その、格、格差言いますか、大きい小さいところがあるということは、まあ、理解してもらおうたわけですが、先ほど言いました行政連絡員の、行政連絡員に関する条例、このものを廃止する方向で行こうとされるのか、それともさっきも言いますように、自治会との契約はそれはお互いが受けましょう、受けてくださいという契約が整わにやいけません。ほいで、自治会でそれだけの能力が無いよ、もう無理ですよというて言われたときにやあ、また別の方向も考えにやいけん、この行政連絡員という制度をまた戻さにやいけんかしらん場合がでてくるかも、このものは廃止せんように残してもらわれんですか、やっぱり廃止の方向で考えられますか。

●**石橋町長(石橋良治)** はい。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** あのう、ですから今、あのう、いろいろと話を詰めております羽須美地域がどうなるかによって、統一されればやはり、その条例のその目的は無く、無くなってくるので、やっぱり廃止の方向に行かざるをえないのかなあと、まあ、こういうふうに感じはしております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、どうも町長はこれは、あのう、行政連絡員の制度そのものは必要無いというように考えとられるようですが、これはこれではそれをな、無しにしてただ行政は、あのう、確かに広報広聴とかは、あのう、行政が必ずやらにやいけん業務ではないかも知れませんが、町民とのコミュニケーションを図るためには、今の確かに自治会へまかしたけ、それでええんですよ、行政の責任はそれで済むんですという方向にしといたんじゃあ、一步後退じゃあないかいうように思います。そこで、いろんな先ほど言いますように、各地域へ、この中央地域もあれば、周辺地域もあります。そういった実態をもうちょっとよく、あのう、調べてもらうてこれまでのこの方式が良かったかどうか検証をして、改めて検証してから、その結論を出していただくことはできんものでしょうか。

●**石橋町長(石橋良治)** はい。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 結局その私は何もかも任したから、後は知らんよということはない、そこはご理解いただけますね。はい、ですからあくまでも住民と行政の協働のまちづくりでありますけども、住民が主役ですよと、朝から言ってるように。行政はそれをサポートし、して行きましょうということにならないと、何時までも行政依存ということになりかねない。やっぱり自立につながらないということになると思いますので、丸投げしてお願いということではなくて、そこはしっかり支援をしていくことを詰めていきたいということで、まあ、ご理解いただければというふうに、まあ、思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ここでもう、これ以上進めてもで、もうちょっと、あのう、じっくり話をせんと分かってもらえんかなと思うところがあります。例えば、あのう、自治会の中には自治会はこれは地縁団体、任意の団体だから行政の下請けじゃあないよと、行政とは別個のものですよと、あのう、言われる方もありますし、そうじゃあなしに自治会であろうが集落であろうがもっともっと行政は手助けをし、手助けをしてほしい、行政の、あのう、援助がほしい、手を出してほしい、口を出してほしいと求めておられる集落やら自治会もあります。そういった点をもうちょっと、あのう、自治会担当職員さんが各自治会に配置されておるんなら、そういったことで調査をして実態をよく調べてみていただきたいと思います。ほいでこの問題についてはここにおいて、次の再生可能エネルギーについての問題に入らしてもらいます。ええっと、これは6月にも言いましたが、7月の1日から、あのう、電力の固定買い取り制度が始まりました。そこで全国的には3千500件ぐらい以上の、この認定があったそうなんです。全国的にはどんどんこれらの話が前に進んどります。ほいで、邑南町でも県の地域貢献型再生可能エネルギー創出モデル事業という県の補助金を町単の事業に加えて、この邑南町での、このバイオマス、木質バイオマスと、それと小水力発電の可能性を探ってきておられますが、あれからの調査の状況、それから調査の状況が出たら、それからどうしよう、この事業を展開して行こうとされとるのか。今年度の当初にも町長がこの問題については積極的な、あのう、発言をされております。今の調査結果とそれと今後の事業展開について伺いいたします。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 邑南町の職員エネルギー政策研究会を、まあ、あのう、昨年8月に発足させたわけですが、現在、職員9人とそれから事務局の方で進めております。主に、あのう、何回も申しあげておりますが、小水力発電と木質バイオマス利用の2点に絞って研究をしております。6月議会でもお話ししましたが、これまで、あのう、先進地視察とか小水力発電所の見学、あるいは木質バイオマスのペレットボイラーとかチップボイラーの調査、あるいはあの森林組合との意見交換等を行ってきました。それで、あのう、6月議会以後でございますが、6月から7月にかけて、あのう、職員エネルギー政策研究会員によって、町内の河川や水路約30か所でございますが、現地調査を行いました。具体的には、あのう、流量とか流速でございます。あとそれを出すためには川の幅とか、水深なんかもしております。それから想定されます高低差、あと農業用水として使用されているかどうか、これは、あのう、水利権等の関係がありますんでそれも調査いたしました。それでこのうちの数か所について、県の小水力発電導入調査事業により調査分析していただくために、県農林水産部農地整備課に、あのう、その地点を状況報告しております。で、今後、町

の方でもポイントを絞って、可能性調査を委託することとしております。で、あのう、これまで職員研究会の方ではそういった調査的なことはやっておりますが、あのう、これから方向性をまとめていくのは今からの仕事になってくると思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、今調査が、現地調査が済んで報告を県の方にもされたということなんですが、ほいでこれにはまた今の町単で、もしやるとしたら事業をやるわけではないでしょう。補助金とかいろんな他の団体との連携もあると思います。そこで今の経済産業省でもいろいろ補助制度、モデル事業等も出しとります。そいで、これは当然、まあ、担当課ではいろいろ調査はされとると思いますが、県としてもその補助事業なども出てきておりますんで、そういったものを早く見極めて早く事業へ乗っていかんと、だんだん今のその事業実施言いますか、それが遅れてくるんじゃないか思うんです。今年度が調査なら今年度の終いにはおよその方向性を出して、どういった事業へ乗って、来年度へ向けてその補助申請をすとかいう準備に掛かっていかんと、また一年先送りになるんじゃないか思うんですが。そうしていくことによってだんだん固定買い取りの単価も下がってくる。また地域の皆さんの熱も下がってくる状況になってまいります。なんとかこれをこの先の調査が終わったのなら、次の段階へ踏み込んでいくようにペースを速めていただくわけには行きませんか。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** あのう、町がこれから委託するといった事業ですけどこれも先ほど、あのう、議員さん言われた県のエネルギー創出モデル事業の方で2分の1の助成をいただくこととしております。それで、あのう、先ほど申しました県への報告からの、県の調査なんですけど、県内概ね50か所から100か所程度を県で調べられるというふうに聞いております。で、それを全部詳細に調査するのではなくて、あのう、候補者、か所から現地調査を県の方で、まあ、委託ではありますが、されて、それま、その後更に現地調査か所から事業の実現可能性の高い導入予定か所を選定して、採算性とか事業可能性を詳細調査実施される予定です。で、スケジュール的には今年の12月までというふうに聞いております。ですから、あのう、邑南町から出したところがずっと最後まで残るかどうかわからないのは分かりませんですし、もし、最後まで残ることでしたら非常に可能性も出てくるいう、ということで、これが一つの、あのう、試金石になるのかなというふうに思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええと、この自然エネルギー言いますか、新エネルギーについては昭和20年にも、あのう、調査を、が終了して邑南町の地域新エネルギービジョンというものが出されております。それ以降。

●**議長(松本正)** 平成20年。

●**亀山議員(亀山和巳)** あっ、平成ですか、すいません。それ以降は今の太陽光発電、例えば家庭での太陽光発電とか学校での太陽光発電も進んどります。それから元気館のところのプールの分は太陽熱を利用した温水プール等も、あのう、やったり、それと木質ボイラーも町内で入れられたりして、かなりこの点については、あのう、小刻みではありますが、前へ進んどる思います。そうした

中でこの小水力発電というのが今注目を浴びとるのはいろんなパターンでの水力発電が今研究されとります。水源の里、この江川の上流のこの水源の里で、いつも水が出るのをそのまんただで下へ流しとくんでなしに、もっとそれを金に換える、今朝ほど町長言われました、町の、その所得なりをもういっぺん洗いかえ、棚卸しをしてみるとかいうことがありましたが、そういった面からしてもこの邑南町に残されたこの水資源ですよね、これをもうちょっと積極的に開発する言いますか、それを金に換える努力いうものは町が前へ進んでやるべきではないかと思います。例えば例ですが、近いうち、水道とか下水とかの特別会計が公営企業会計に移行せにやありません。ですが、あのう、それには町の一般財源からの注ぎ込みができんということになると、利用料はそれだけポンと上げるわけにもいかんとすれば、邑南町として企業局、県がもつような企業局というようなものを作って少しでも金儲けをする、それをそういったところへ回すような努力も必要じゃあないか思うんですが、ほいでこの春3月の議会で町長は言われました。そのことについて先ほどの課長の12月には、あのう、結論が出る言われ、言われましたが、それから先のことについての町長の意気込みがあったら教えてください。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、意気込みはあります。意気込みはありますが、まだ、あのう、調査結果が手元に、まだ私のとこに来てませんので、いや、12月にまとまるわけですから、一応。まあ、そのためにいろいろと県にもこう調査をお願いしたり、数か所やっぱり選定して見てもらったり、やっぱりもろもろがまとまって、私のところへくるんだらうと思います。で、その結果を見ないとどうにもなりません、あのう、やっぱり小水力とは言えども、やっぱり、あのう、河川を利用して水路トンネルみたいな方式で、例えば、あのう、結構その設備投資をしてやるとすればなかなかこれは町独自では手に合わない。正に県の企業局あたりがやってもらいたいわけですが、いずれにしても、まあ、そういうものができるとしてもですね、やっぱり環境の問題とか水利権の問題もありますし、それからそのための設備をやる、その工事の期間もいりますし、その、じゃ、その議員がおっしゃってるような売電の優遇単、単価の3年間でほんとにこれができるかどうかというのは私も若干不安でございます。で、まあ、しかもこういったことは、あのう、恐らく全国各地、まあ、一斉に調査があって、まあ、候補地が決まってくるんだらうと思いますけど、3年間で全部この小水力が、あのう、3年間の内に全部できあがるとは私はちょっと考え難い。まあ、優遇単価はやっぱりどうしてもこれは国の政策ですけども多少やっぱり継続して続けなきゃならんのかなあと私は、まあ、一人で感じてるわけです。したがって、まあ、あのう、やっぱりいろんなデータが集まって慎重に、あのう、検討してやっぱり直営でやるのかですね、あるいは事業者を募ってやるのかということもたいへんな大事な問題でございますし、まあ、そういうような大がかりなものはそういうことでやる、しかしながらもやっぱり、あのう、例えば用水路なんかがありますから、そういったものをこう利用しながらほんとに、あのう、電灯1本、あのう、このための電力の供給みたいなものは意外とその開発がし易いわけですし、まあ、そういう提案も恐らく12月ぐらいには出て、出てくるかも知れません。まあ、そういうことを、まあ、踏まえながらやっぱりやれるものから地産地消という形でねやっていかなきゃならんかなあと、まあ、いうふうに、まあ、思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、それでは、あのう、県からの調査報告が早く上がってくることを願う

て、それからそれが上がって可能性があるところがあれば、すぐアクションを起こしていただくようお願いしたいと思います。水力いうのも昔のように高いところへ上げて管で落とすだけじゃなしに、邑南町でいうと出羽川の下流、特に口羽の方でいうとあれだけの水量があれば落差はのうても、水量によって発電することも可能なんだそうです。そういったいろんな方法があつたりしますんで、是非この邑南町の資源、水資源を有効に活用する方策を、一日でも早く方針を出していただくようお願いして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

- 議長(松本正)** 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。なお議員の皆さんにお伝えします。このあと議員控え室の方で、少し相談がございますのでお集まりくださいませ。

—— 午後 3 時 3 0 分 散会 ——